

第427回（定例）福崎町議会会議録

平成21年12月7日（月）

午前9時30分 開会

1. 平成21年12月7日、第427回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 局長 中塚保彦 主査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町長	嶋田正義	副町長	橋本省三
教育長	岡本裕	技監	樋口和夫
会計管理者	牛尾敏博	総務課長	尾崎吉晴
企画財政課長	近藤博之	税務課長	山口省五
住民生活課長	松岡英二	健康福祉課長	高松伸一
まちづくり課長	志水利雄	産業課長	井上茂樹
下水道課長	後藤守芳	水道課長	豊國明紀
社会教育課長	山下健介	学校教育課長	志水清二

1. 議事日程

第1 閉会中の所管事務調査報告
第2 質疑
第3 討論・採決
第4 特別委員会の設置
第5 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 閉会中の所管事務調査報告
日程第2 質疑
日程第3 討論・採決
日程第4 特別委員会の設置
日程第5 委員会付託

1. 議案件名

- 報告第13号 第20期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
議案第65号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第66号 教育委員会委員の任命について
議案第67号 教育委員会委員の任命について
議案第68号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議案第69号 平成21年度福崎町一般会計補正予算（第3号）について
議案第70号 平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第71号 平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第72号 平成21年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第73号 平成21年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第74号 平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第75号 平成21年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第76号 平成21年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第77号 福崎町道路線の認定について
議案第78号 工事請負契約について
請願第3号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることの意見書を政府に送付することについて
請願第4号 平成21年度福崎幼稚園 修了証書の件について
請願第5号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書について
請願第6号 障害者自立支援法の廃止を求める国への意見書採択を求める請願書について

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は16名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

日程第1 閉会中の所管事務調査

議 長 日程により、閉会中の所管事務調査報告に入ります。
各委員会からそれぞれ報告を受けてまいります。
それでは、総務文教常任委員会から報告をお願いいたします。

東森総務文教 皆さん、おはようございます。
常任委員長 総務文教常任委員会から閉会中の委員会報告をいたします。
去る11月2日、町長、副町長、教育長、会計管理者、関係担当課長出席のもと委員会を開催、各課からの報告を受けました。
総務課からは町議会臨時議会について、招集日11月24日、議案は職員の給与条例等の一部改正についてとの報告を受けました。

職員採用試験の受験結果についても報告を受けております。

平成21年度福崎町区長会要望に対する回答並びに福崎町新型インフルエンザ対策行動計画についての報告を受けました。

企画財政課からは、定額給付金の給付件数及び給付額について、平成22年度から平成24年度の第4次総合計画実施計画について、国の平成21年度補正予算の執行停止の事業概要についての報告を受けました。

出納室からは、平成21年度歳入歳出計算書、平成21年9月30日現在について報告を受けました。

税務課からは、平成21年度町税等の徴収実績並びに平成21年度住宅資金貸付事業の収入状況並びに個人住民税等整理回収チームについて、要綱とともに報告を受けました。

年末調整説明会を11月18日に実施するとの報告を受けました。

学校教育課からは、新型インフルエンザに伴う臨時休業、行事の変更及び臨時休業等の基準について、福崎小学校区地域教育推進委員会のヘルパー制度とその活動内容、耐震改修工事実施設計業務委託の見積開札結果、学校給食費及び保育料の収入状況について報告を受けました。

社会教育課からは、歴史民俗資料館特別展について、第2回吉識雅夫科学賞について、小学校33点、中学校16点の作品が11月6日から22日まで図書館ギャラリーで展示されるとの報告を受けました。

エルデホールジャズフェスティバル2009の中止経緯について報告を受けました。

ウインタースクール、学校支援地域本部事業を開催するとの報告を受けました。

第29回福崎町子ども会少年少女将棋大会の結果について、第51回地域職域親善ソフトボール大会の結果について、柳田國男・松岡家顕彰会の特別展及び会員更新について報告を受けました。

続いて、11月30日、副町長以下関係者出席のもと、第2回の委員会を開催し、各課からの報告を受けました。

総務課からは、職員採用試験結果について、建築職は1次試験合格者がなかったため、2次試験は行わず、結果通知は平成21年11月24日発送とのことでした。

区長会総会について、平成21年12月22日開催予定との報告を受けました。

企画財政課からは、平成22年度予算編成方針について報告を受けました。

行政改革大綱及び実施計画の見直しについて、行政改革懇話会を12月8日に実施予定との報告を受けました。

出納室からは、平成21年度歳入歳出計算書、平成21年10月30日現在についての報告を受けました。

税務課からは、国民健康保険税納税相談実施状況について報告を受けました。

滞納整理対策委員会において、関係各課と合同での徴収を計画し、11月26、27日に徴収を行ったとの報告を受けました。

個人住民税等整理回収チームの辞令交付を12月1日に行うとの報告を受けました。

確定申告相談会を1月27日、文化センターで実施するとの報告を受けました。

学校教育課からは、教育委員会事務事業点検評価報告書について、新型インフルエンザの集団接種について報告を受けました。

社会教育課からは、成人式について、社会教育施設改修工事の入札結果について報告を受けました。

委員会では新型インフルエンザ感染数や、ワクチンの確保、補助制度はどうなっているのかが問われました。感染数は増えているが、ワクチンの確保は医師会に依頼している。また、国で補助制度を検討しているとのことでした。

社会教育施設改修工事の入札結果について、委員から「一番高い入札業者が落札している。最低制限価格の見直しをすべきではないか」との問いに、「国や県の設定基準に基づいて設定している。町として間違いのない価格である」とのことでした。

本委員会は、議会閉会中に宮城県亘理町並びに宮城県加美町、住民、議会、行政の協働によるまちづくりについて、産官学の連携について、公共政策、ワークショップ事業などを現地調査いたしました。報告書は別紙のとおりです。

福崎町も近畿医療福祉大学と連携を図り、多くの人が進んで町のイベントに参加して、豊かな気持ちを持ち、心の充実感を保ちながら集えるまちづくりをしていきたいと実感いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 次は、民生常任委員会から報告をお願いいたします。

石野民生常任委員長 民生常任委員会からさきの9月定例会での報告以降の所管事務調査について報告をいたします。

まず、9月15日に付託案件の審査終了後、町長、副町長、関係課長出席のもと、会議を開き、公害防止協定に基づく協議書について調査を行いました。

ウシオライティング株式会社福崎事業所の既設の排ガス洗浄施設が、設置後25年以上経過したことによる老朽化に伴う同型機種への更新を実施しようとするものであります。

本委員会として、全員賛成で了承することと決定しました。

続いて、10月29日、町長、副町長、関係課長出席のもと、会議を開き公害防止協定に基づく協議4件について調査を行い、各課の報告を受けました。公害防止協定に基づく協議の意見は、資料1ページ掲載の東部工業団地の池田デンソー株式会社の草刈り機の添加部品の生産量増加により、プラスチック成形機を追加設置しようとするものでした。

2件目は、2ページの株式会社マンダム福崎工場で倉庫の機能が日通に移ることにより、従来の倉庫にボディーペーパー生産ラインを2機設置し、必要なエアークOMPRESSORを増設しようとするものでした。

3件目は、3ページの株式会社トッパンパッケージプロダクツ福崎工場の倉庫増築工事で出荷待ち製品の一時置き場として建築面積77㎡の倉庫を新設しようとするものでした。

4件目は、4ページの福伸電機株式会社福崎工場でのトランスファープレス設置工事についてであります。車のスターターの外側部分の部品を製造するもので、駅前の本社工場の400tプレス設置場所が町道の拡幅予定地内に入るため、既設プレスの撤去に先行して福崎工場に新規のプレスを導入しようとするものでした。既設建物に設置するものです。

以上、4件について出席委員全員の賛成で、それぞれの協議案件について了承することとしました。

住民生活課から報告事項として、株式会社ヨドキャスティングの会社解散届が10月13日付で町に対してあったということです。

1、12月15日をもって事業活動を終了し、会社を解散する。

2、今後、工場用地等について、転売等を行う際には、町と事前協議するとの2点が解散届けの書面に記されておりました。

委員から従業員の雇用についての質疑に対して、課長から、役員を除く37名の従業員について11月末をもって解雇予定。再就職について目途が立っていないとの回答でありました。

売却できなければ、親会社が資産を引き取る。また、閉鎖理由については、下水マンホールの受注が減ってきて、採算が合わなくなってきたとのことでした。

5ページの資料で、くれさかクリーンセンター埋立ごみの持ち込みの受け付けの変更について報告がありました。22年4月1日から年末年始を除く祝日を含む月曜から金曜について受け入れ可能なごみの全種類について受け付けし、土、日曜はすべてのごみの受け付けをしないというものです。ただし、自治会、学校、役場については、1カ月前に予約があれば、従来のように埋め立てごみについて、日曜でも受け入れするとのことでした。

ちなみに、大貫投棄場については、引き続き個人の埋め立てごみについて、年末年始を除く、金、土、日、月曜に受け入れをしていきます。

6ページの資料にあるとおり、10月16日付で県から子育て応援特別手当平成21年度版の執行停止について、厚生労働大臣名のお詫びを添付して通知があったと報告を受けました。

9月の定例会の議案にありました町営住宅家賃の滞納に係る訴えの提起として、10月9日に裁判所へ訴状を提出したとの報告を受けました。

健康福祉課からは、7ないし8ページの資料によって、新型インフルエンザについて、学校の臨時休業状況、その基準について報告がありました。

また、ワクチン接種のスケジュール見直しなどについて報告を受けました。

委員から、周知を速やかに図る取り組みを求める意見がありました。

あわせて、福崎町新型インフルエンザ対策行動計画が21年10月版としてまとめられ、議会事務局に保管してあります。

健康診査等受診状況について、8ページの資料で報告がありました。

巡回バスの上半期利用状況が9ページの資料で報告を受けました。

9ないし10ページの資料で文珠荘の上半期利用状況並びに指定管理者、株式会社輝の上半期損益計算書の報告がありました。

21年度の見通しとして、20年度は112万円の黒字の実績であったことから、下半期が昨年と同様の状態で推移していけば、経常利益はプラス・マイナス・ゼロ程度になるのではないかと見込まれるとのことでありました。

水道課からは、11ないし12ページの資料で、20年度、21年度の工事執行状況、21年度業務執行状況、水道メーター取替が、田口、板坂、桜、長野で、11月5日から11月19日の予定で行われることが報告されました。

11月4日には愛媛県伊予郡松前町の災害時要援護者システム、5日には愛媛県今治市の水道のクリプトスポリジウム対策の行政視察を行いました。

まず、松前町は人口約3万人、面積は20.32km²で、山林のない町ですが、台風や地震、津波への災害への備えを熱心に進められていると感じました。平成17年度に国が災害時要援護者支援制度のガイドラインを策定し、各市町村にマニュアルの作成を求めたものを受け、自力での避難が困難な住民の登録を対象者の了承のもとに登録し、毎年度民生児童委員及び協力員、自主防災組織などの情報提供により更新を行っているとの説明を受けました。

自主防災組織について、24自治会のうち、22組織が現在結成されているとのことでありました。また、町が20年度から22年度の3カ年度にわたり、町職員と消防団員を除く自主防災組織の住民に、日本防災士機構の防災士資格の取得を推進するための予算として1人5万6,000円の25人分、140万円を

置き、3日間の受講を受けた20年度22人、21年度22人の防災士の養成の実績を上げておられることが特徴でありました。人口3万人の町で60人以上の防災士を確保することを目標にされています。この背景には、特に愛媛県が防災士の養成を積極的に推進しているようで、100人程度の受講者が必要という条件整備などにも支援があると聞きました。

今治市でのクリプトスポリジウム対策を11月5日に市役所で説明を受けた後、馬越浄水場を視察しました。同市では13年に上徳水源でスポリジウムが検出されたことから、1,250世帯、3,600人に25時間断水という事態が発生したことを受け、16年度から馬越浄水場施設整備検討委員会を設置して、検討を進めたということでした。

報告書に上徳水源の表記が2カ所ございますが、下から3行目のものが正しいので、訂正をお願いいたします。

上徳水源日量5,300m³の配水ができるようにするというので、規模の大きい馬越浄水場日量2万3,600m³での対策を選考したという説明がありました。

施工者選定を行うに当たり、大学教授3名、今治市水道部長、今治市水道技術管理者の計5名から成る検討委員会でコンサルタントとの契約による協力も得、プラント実験を前提とした膜ろ過施設プラントの提案書の提出を求めた後、3社を選定し、17年2月14日から17年11月30日の9カ月を超える期間を実験期間としたこと、この期間中にクリプトスポリジウム疑似粒子添加実験も行っています。日本ガイシのセラミック膜が選定され、総事業費17億5,337万1,000円で、財源内訳は国庫補助金4億1,705万1,000円、一般会計支出金6億2,550万円、上水道債6億2,550万円、自己資金8,532万円ということでありました。

さらに、ランニングコストとしての実績がこの間、配水量1m³当たり1.8円で、このスポリジウム対策実施による水道料金への影響はないとの説明でありました。

12月1日に、町長、副町長、関係課長出席のもと、会議を開き、東部工業団地への株式会社ツボサカ精工の企業進出、公害防止協定に基づく協議1件を審議し、各課の報告を受けました。

まず、資料1から6ページの姫路市香寺町にある株式会社ツボサカ精工の東部工業団地への企業進出の件については、金属加工で農機具用シリンダーブロックや建設機械用油圧バルブを生産する同社が27年5月から東部工業団地の工場敷地8番において操業開始を予定するというものであります。

本社工場を視察し、委員会として全員賛成で了承することとしました。

公害防止協定に基づく協議は7から8ページの千寿製薬株式会社福崎工場でコンプレッサー1台を老朽化により更新しようとする件と、停電時の対応として、出力19.4kWの自家発電設備を新設しようとするものであります。工場の現場を視察し、委員会として全員の賛成で了承することとしました。

住民生活課から住宅家賃等滞納に係る明渡し訴訟について報告がありました。

11月26日に第1回口頭弁論があり、姫路地裁で相手方も出席し、本人が訴訟内容を認めたため、即決で判決があり、町の訴えが認められたとの報告がありました。本人からその直後に毎月3万円を支払うので住まわせてほしいとの意思表示があつたが、税の滞納も多く、強制執行するかどうか、検討しているとのことでありました。

9ページにある資料のとおり、11月23日に行われた第20回自然歩道を歩

こう大会には1,474名の参加者に加え、50名の学生ボランティアに各コース分散して入っていただいたということで、総合計1,524名という参加者数となったという報告でした。

同じく、9ページで県道三木宍粟線の西大貫地内の三差路に信号機が設置され、12月3日、午後3時から点灯する予定との報告がありました。

ほかにも、より優先で町として要望していた信号機設置要望の箇所がありましたが、警察公安委員会で決定された結果であるとの説明がありました。

当面の行事予定は標記のとおりであります。

健康福祉課からは、10ページの資料で介護保険事業地域密着型サービス事業指定候補者の決定と、その概要について報告がありました。

また、11ページの資料で町社会福祉協議会での介護保険処遇改善手当の給付について報告がありました。政府の給付金では生活相談員、看護師、ケアマネジャーは対象にならないが、介護保険の収益を活用して一律に支給するというものであります。

12ページの新型インフルエンザワクチン接種スケジュールと、町保健センターで実施の1歳から小学3年生を対象とする郡医師会の集団予防接種の申し込み概要が報告されました。

また、13ページの資料で22年1月からの巡回バスのコース及び時刻変更が報告されました。

14ページの資料で、町養護老人ホームの施設の屋根防水工事について報告がありました。

当面の行事予定として2名の方の100歳祝い訪問の報告がありました。

水道課からは15ページの資料で20年度工事執行状況、21年度工事執行状況、21年度業務執行状況の報告がありました。

以上をもって民生常任委員会からの報告といたします。

議長 次は、産業建設常任委員会から報告をお願いします。

北山産業建設 産業建設常任委員会から閉会中の所管事務調査報告を行います。

常任委員長 9月16日、町長、副町長、技監、関係担当課長出席のもと、産業課から1件の協議事項がありました。ウシオライティング株式会社の工場立地変更届けであります。内容は、既設の排ガス洗浄施設老朽化に伴う同型機種への変更工事であります。

委員会としては、全員賛成で了承することといたしました。

続きまして、10月27、28日に飯山市役所、小布施町役場の2カ所を行政視察いたしました。

初日は飯山市で、グリーンツーリズムによる地域づくりについての視察でありました。飯山市は、長野県北部で新潟県に隣接し、市街地はもとより、山間部は4メートルを越す積雪がある豪雪地帯で、人口も4万人から2万5,000人ほどに減少している。スキーブームには首都圏や関西からもスキー客が多かったが、スキー客は年々減少し、また高齢化、後継者不足による過渡期を迎える中で、農業とリンクした地域経営のあり方が課題となっていた。平成6年度から農家民宿での都市圏の小・中・高校の環境教育の一環として、自然体験教室、セカンドスクール、農作業体験などをメニューとした修学旅行の受け入れに取り組みられ、現在は60校にまで増加しているとのこと。

福崎町は都会に近く、交通の利便性もよく、日帰り観光体験型として、地域の資源と自然の七種山、施設の青少年野外センターを起点にグリーンツーリズムを考えられる、参画と協働による観光行政の推進を図る必要があると感じられまし

た。

2日目の小布施町では、地域おこしと観光行政について視察してまいりました。小布施町は長野県東北部、長野盆地の小さな町であり、高井鴻山の招きにより浮世絵師葛飾北斎が晩年に4回にわたり小布施町を訪れ、多くの肉筆画の傑作を残している。それらの保存・展示のために北斎館が建設され、内外からの多くの人々が訪れるようになった。

昭和57年から町並み景観の実施、高井鴻山記念館の開館など、町全体が特徴を生かした環境デザイン協力基準を設け、三つの町づくりのゾーンを設定され、人口減少に歯どめをかけようと、積極的にとりくまれていた。観光による地域おこしは、小布施方式と呼ばれ、観光客が数年の間に3万人から120万人と増加し、官主導ではなく、民主導で行われた典型的な地域おこしであり、小布施マジックとして現在注目の的である。福崎町も小布施町に似た地域資源もあり、三木家住宅、柳田國男・松岡家顕彰会、もちむぎ食品センターなどの地域資源を生かした文化的・観光的な活用方法を今後生かせる手だてを官民一体で考えていかなければならないと思いました。

11月6日に、町長、副町長、技監、関係担当課長出席のもと、各課からの報告を受けました。

産業課から4件の協議事項がありました。

池田デンソー株式会社の工場立地変更届について説明を受けました。生産量増加に伴うプラスチック成形機の追加工事のことです。現地調査を行い、委員としては全員賛成で了承しました。

株式会社マンダム福崎工場の工場立地変更届について説明を受けました。ボディーペーパー生産設備導入工事並びにコンプレッサー増設工事です。現地調査を行い、委員として全員賛成で了承しました。

株式会社トッパンパッケージプロダクツ福崎工場の工場立地変更届けについて説明を受けました。倉庫増築工事で、現地調査を行い、委員会として全員賛成で了承しました。

福伸電機株式会社福崎工場の工場立地変更届けについて説明を受けました。町道拡幅工事に伴う福崎工場でのトランスファープレス設置工事のことです。現地調査を行い、委員会として全員賛成で了承しました。

次に、報告事項であります。

株式会社ヨドキャスティングの会社解散届けについて報告を受けました。

株式会社もちむぎ食品センター20期決算報告及び21期実施計画について報告を受けました。

森林組合の広域合併について報告を受けました。

8月1日から2日にかけて梅雨前線豪雨による農地・農業用施設災害復旧事業について報告を受けました。

平成21年度地方の元気再生事業の進捗と今後の予定について報告を受けました。委員から1,500万円が支出される事業と認識している、町の基本計画、基本構想のどの分野に具体的な目標があるかという質疑に対して、町から出資し無関係ではない、商工行政にも大きく関連して、町を活性化するための事業と理解されているとのことです。内閣府の課長補佐が来庁されるとのことです。

有限会社アケボノ企画との訴訟結果と今後の予定などについて報告を受けました。

福崎町農会長会の発足及び役員について報告を受けました。

近畿医療福祉大学公開講座の開催について報告を受けました。

次に、まちづくり課からの報告をいたします。

平成21年度工事業務委託執行状況について、平成21年度用地補償契約進捗状況について報告を受けました。

有馬不動産が行っていた開発工事について、9月25日に完了検査を行い、開発完了届出書を県に進達し、10月20日付県公報に登載との報告を受けました。

平成21年度福崎町区長会要望に対する回答を、10月20日に行ったとの報告を受けました。

播但連絡道路通行料について、10月26日から平成23年3月31日間で割引を拡大して社会実験を継続して実施しているとの報告を受けました。

下水道課からの報告をいたします。

平成20年度繰越工事業務委託執行状況及び21年度工事業務委託執行状況について報告を受けるとともに、川すそ雨水幹線渠工事の現場視察を行いました。

下水道接続状況について報告を受けました。浄化センターに流入する不明水について報告を受けました。

委員から、「板坂地区で処理能力をオーバーしているが、どこまで許容範囲なのか」の質疑に対して、「指摘のとおりで、8月は多くの雨が降ったため、不明水があったのでは。処理能力以上でも処理ができるとのことで、はっきりした説明は調査後にしたい」とのことです。

株式会社ヨドキャスティング解散に伴う対応について報告を受けました。

11月26日、町長、副町長、技監、担当課長出席のもと、報告を受けました。

産業課から2件の協議事項がありました。株式会社ツボサカ精工の平成21年10月30日付の東部工業団地企業進出申込書に基づく協議について説明を受けました。業種は金属加工業、平成27年5ごろに操業開始予定とのことであり、本社工場の現地調査を行った上で、委員会として全員賛成で了承することにいたしました。

千寿製菓株式会社福崎工場の平成21年11月5日付の工場立地変更届に基づく協議について説明を受けました。コンプレッサー更新工事並びに自家発電設備設置工事のことであり、委員会として全員賛成で了承することにいたしました。

産業課からの報告事項であります。

平成21年度業務委託工事進捗状況について報告を受けました。

株式会社もちむぎ食品センター第21期実施計画について報告を受けました。

委員から「9月以降からイオン系列で玄麦が売れているとのことですが、今後の見通しは」との質疑に対し「メタボ対策等の健康志向により、今後も購入していただけるものと思っている」とのことでした。

平成21年地方の元気再生事業の経過及び今後の予定について報告を受けました。

森林組合の広域合併の協議経過について報告を受けました。委員から「福崎町は50%以上の出資との説明であるが、温暖化防止、建築資材の面から、森林の整備計画を持っているのか、また持つ必要があるのでは」との質疑に対し「県の広域的な計画はあるが、町独自ではない」とのことです。

次に、まちづくり課からの報告をいたします。

平成21年度工事・業務委託執行状況について報告を受けるとともに、町道中島井ノ口線道路改良工事現場の視察を行いました。

平成21年度用地補償契約進捗状況について報告を受けました。

町道高橋中寺線道路改良事業について報告を受けました。

都市計画マスタープラン策定スケジュールについて報告を受けました。

ユニバーサル社会づくり実践モデル地区の概要について報告を受けました。委員から「ユニバーサルの必要と、今後町としての取り組み計画は」との質疑に対して、「県の福祉まちづくり条例で実施し、駅、辻川区、公共施設等バリアフリー化を推進し、今回はソフト事業中心、内容によってはハードの分野についても整備を進めていきたい」とのことです。

次に、下水道課からの報告をいたします。

平成20年度繰越工事及び平成21年度工事業務委託執行状況について報告を受けました。

下水道接続状況について報告を受けました。

以上で産業建設常任委員会から報告を終わります。

議長 次は、議会運営委員会から報告をお願いします。

小林 議会 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

運営委員長 10月7日に9月定例議会の反省会ということで、会議を持ちました。いろいろな意見が反省点として出たわけでありまして、当局側からも総務課長にも出席をしていただきまして、いろいろご意見を聞いたわけでありまして。

そういうことで、これから5点について述べますことが、主な意見であったと思います。

1番目に書いておりますのは、当議会は委員会制度を採用しておりますので、その制度採用の趣旨をご理解いただいて、そして効果的・効率的な議会運営を進めていったらどうかというのが趣旨でございます。もとより各議員の発言を制限するようなことがないように考えておりますけれども、こういう意見があったということでございまして、それぞれ皆さん方のご意見等も含めてご検討いただきたいと思っております。

次に、一般質問の質問内容の提出についてであります。全員協議会で申し上げましたように、発言通告が非常に早くなっておりますので、その詳細について、その時点で出すというのはなかなか困難でございますので、一般質問の回答について幹部会を開かれているようですので、できれば、それまでに要旨を出していただければありがたいと、当局からのたつての願いでございます。質問の目的を効果的に達成するためにもそういうことも考えられるのかなと思います。特に数字や資料関係等は、その準備が必要なこともあり、そういうことが必要な場合は事前に要望しておいていただければありがたいということでございまして。そういうことで検討していこうということなのです。

次に、9月議会からテレビ中継を始め、また、試験的に一般質問の残時間表示を置いたわけですが、これはある方がよいのではないかという意見になりました。できるだけ早い時期に設置することがよいのではないかと思います。費用との関係もありますが、設置の方向で検討するというございまして。あわせて、各議員の議席からの質問に合わせての、マイクの位置と、カメラの位置等との関係から、1人1本のマイクにすることも含めての改善方が必要ではないかという意見もあったことを付け加えておきたいと思っております。

次に、このマイクや、あるいはテレビ中継の操作を担当職員にやっていただいておりますけれども、あらかじめ、他の職員にもその技術を習得していただくことも必要であろうという意見が出まして、それはそうだなということになったということでございまして。

それから、議会のライブ中継の映像はビデオで撮られておりますが、この映像はDVDで保存いたしますが、この貸出しや、あるいは公開等々につきましては、他市町との対応も含めて検討することとしたいと思っております。

基本的には公文書扱いになるのではないかとということでございます。

以上、主な点について報告はさせていただきました。

議 長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第2 質疑

議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係議案、担当課長等により複数で質疑を受ける場合もございますので、ご了承を賜りたいと存じます。

なお、議案第65号、議案第66号、議案第67号並びに議案第78号につきましては、本日、すべての議案に対する質疑を終了した時点で正式にお諮りをいたしまして、本日即決いたしたいと存じますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、報告第13号、第20期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

3 番 二、三点、お伺いをしたいと思います。私は、産業建設常任委員会委員でもありますが、委員会では資料が少なく、審議することもできませんでした。今回の決算報告書、議会事務局備付資料等々を見せていただき、質問させていただきたいと、このように思います。

第20期事業報告書を見ますと、負の言葉「昨年度より下回った」等々が多く出てきております。従業員の方々は精いっぱい努力されておりますが、気の毒でなりません。町より貸付金約1億1,600万円、これは町民1人当たりになりますと約5,800円が出ております。私たち議員は、住民の方々に説明する責任もあります。このような状況では非常に困るわけでございます。明るい展望を描き、21期へとつながる報告が見出せないものでしょうか。

先ほどの産業建設常任委員長報告と町長の冒頭のあいさつにありました地方の元気再生事業、旅の学校フォークロアン講座と、もちむぎばすたのまちづくり事業も取り組んでおられます。また、新しい精麦の取引などがあるかと思いますが、町長ももちむぎばすたと多く述べられておりますが、この事業報告書によりますと、もちむぎばすた等々が一言も出てきておりません。記録を残すためにももちむぎばすたについての事業報告と事業計画の説明をお願いします。

産 業 課 長 もちむぎばすた等につきましては、今年度事業で進めておりますので、また来期には報告させていただくことになろうと思います。このフォークロアン講座等につきましても、現在、委員会で随時、進捗につきましては報告をさせていただいているところでございます。もちむぎにつきましては、そういった中で国からの助成をもらいながら進めているところでございます。

町 長 もちむぎばすたの取り組みは、国の施策であります。景気が百年に一度という大きな低迷の状況の中で、元気再生事業、すなわち地方が元気になるというメニューがございまして、そうした事柄につきまして昨年度、すなわち本年度の予算の中でも当然述べるべきであります。これは商工会が主体となって取り組んでいただいたわけでございます。

こうした事柄につきましては、昨年度の1月、2月ごろにかけて取り組みました。これは、経済産業省から800万円の補助金をいただきまして取り組んで、昨年度はもちむぎ粉を15%以上含んだもちむぎ製品というか、商品を福崎町のもちむぎばすたと位置づけると定義いたしまして取り組んでまいりました。これには、茂木さんという中華の専門家のご指導をいただいたわけでございます。

昨年度は12店舗が参加をされたわけでございます。この結果は、産業経済省も非常に高く評価をしてくれまして、元気事業として、本年度と来年度も引き続いて3年計画として取り組むことになったわけです。冒頭のあいさつにありますとおり、来年度の採択ということについては、仕分け事業の結果でありますとか、今後の国の予算編成等も見なければ、確実なお答えをするというわけにはまいらないわけでありまして、本年度21年度につきましては、約1,500万円、ちょっと切れているんですけども、補助金をいただきまして、今、鋭意作業を進めており、商工会でもこの事業に参加される方を募ったところ、町内はもちろん、町外の方もいるわけです。例えば、神戸の花隈の福富だったか、ちょっと名前わかりませんが、そこもひっくるめまして30店舗がもちむぎばすたで取り組んでみようということでありました。

昨年度は15%の粉ということでありまして、パスタとする場合、多くのところではケーキでありますとか、お茶でありますとか、何でもいいということではありますが、本年度はもちろんそうでありまして、いわゆる私たちがパスタとして食べるスパゲティとの関係でいいますと、もちむぎをゆでる時間がちょっと長過ぎるのではないかと、お客さんに待ってもらう時間が長いということがございました。そこで、もちむぎばすたそのものを改良しようということで、いろいろ町内でも工夫をしたわけでありまして、町内の業者で対応していただくことにはなりません。全国的に探しますと、長野県と岐阜県で対応できるということでありましたので、そちらでつくっていただいたパスタは、非常に薄くするという工夫がされておりまして、そうしますとゆで時間が2分で済むということで、その試食品で、本年度は間もなく商工会から30店舗についての取り組みが発表される予定であります。商店街の協力としては、その30店舗でもちむぎばすたを試食してもらおうと。それがさらに続けばいいということでもあります。

来年度の計画といたしましては、本年度の計画がきちっと報告されて、いい結果が報告されれば、来年度も採用予定ということでありましたが、これは先ほども言いましたとおり、不明確なところがあるわけでありまして、来年度、どういう計画をしようと思っているのかと申しますと、それは今は生めんではありますが、来年度はそれを乾燥して全国に発送できるようにしようということでありましたが、この展開は少し、しかしこの努力は続けていかなければならないのではないかと、このように考えているわけでございます。ただ、残念ながら、政府の資金と申しますのは、会計年度が最後の方にならないと政府のお金がおりにきませんので、ただいまそのお金を但陽信用金庫からお借りをいたしまして、その事業の展開を図っているところであります。これは年度末にすべて政府からおりにくるものでございますので、そのようにさせてもらっているという状況でございます。

福崎町がもちむぎばすたとして情報発信がさらに大きくなるようにしていこうと考えております。

そしてもう一つつけ加えますと、今月号の私のコラム欄を見ていただきますとありがたいわけでありまして、今も、先ほどの報告で、観光面、グリーンツーリズムにも、もう少し力を入れてはどうかといったことが言われておりました。私どももそれは当然関心を持っておるわけでありまして、来年度新しい政権のもとでどのようなメニューが公表されるかわかりませんが、先ほど言われましたようなグリーンツーリズムでありますとか、あるいはそういった観光面で、この間兵庫県オープンガーデンの総会がございまして、かなり思い切った提案を会員の方々がされておりまして、その内容についても私どもも精査をいたしながら、福崎町がそういうオープンガーデンとしての観光もできるのでは、それとツーリ

ズム、鍛冶屋にもありますし、田口にもあるという、こういった自然と環境の施設をうまく結合できたグリーンツーリズムでありますとか、本年度取り組んでおります旅と学校、福崎旅学ということで、ことしは柳田さんにあやかって展開をしようとしているわけでありますので、これも来年度早々講座を開こうと思っておりますので、皆様方のご協力も、町民の皆様の絶大なるご協力を期待したいと、このように考えております。

議
3

長 ほかにございませんか。

番 今もパスタのことをお聞きしたんですけども、このように商工会が、福崎の自然にはぐくまれたもちむぎばすたということを大々的に、これでまちづくりをしていこうとされております。これは大変地域が活性化する、元気になる一つの事業ですので、国の事業が終わったからといって、もうパスタはやめるんだと、こんなことになりましたら非常に残念です。せっかくこういうパンフレットをつくって、福崎町のもちむぎばすたをつくっていくということですので、ぜひとも続けていって、このパスタが、福崎町のもちむぎの大きな一つの柱となるように、育てていってほしいと、このように願うわけでございます。このように、事業報告で書いていただければ、また私たちは、住民の方に、こういうことで頑張っておられるということで、説明できるんですけど、今回は残念ながらこういうことが書いてなかった。また精麦も、町長がよく言われますようにイオンが健康食品として買ってくれ、全国に貢献していると、そのような明るい情報も事業報告していただきたいと願うわけでございます。今後とも、ひとつ事業報告の書き方、あり方についても、またご検討をお願いしたいと、このように思います。

続きまして、附帯決議、私、発議者として、このことについて1点お尋ねいたしたいと思っております。

今期、元専務への長期貸付金及び利息については、雑損失、債権放棄によって処理されております。附帯決議では、町長は元専務への長期貸付金及び利息について一度回収努力を行うよう、株式会社もちむぎ食品センターに対して強く指導を行うことと同時に、元専務及び発生した経営責任を果たしていない小口株主に対して株券の回収を行うよう指導することとなっております。このことにつきましては、井上課長が初日に報告をしていただきまして、また長期貸付金並びに利息につきましては、昨年度、貸付金の支払方法につきまして計画どおり上げておられますので、このような処理でいいんかと思っておりますが、この雑損失で債権放棄されるように、元専務への回収努力についての経過報告がありましたらお願いをしたいと思っております。

産業課長 元専務に対する回収経過ということですが、一昨年に本人様とお会いいたしました。しかしながら、報告させていただきましたけども、大病で入院されているというような状況でございます。また、退院されたときに、またご連絡をというお話をさせていただいておりましたけれども、連絡がその後ございませんでした。そういった中で、この問題につきまして税理士等と相談した結果、このような結果となっているところでございます。

町長 補足的に説明をさせていただきたいと思っております。

結果的にはこの人に対する債権を放棄することになりました。しかし、このことについて全然議論がなかったといいますが、そうではありません。この方に最後まで債権を若干残しておいて、最後まで追求すべきだという意見も当然ございました。しかし、いろいろ議論をする結果、最終的にはすべての取締役の意見が報告いたしましたような内容で決まったわけであります。ただ、本人との面会については、事務局職員等が、役場の職員もひっくるめて当たっていただき

ました。ただ、私もその方と出会い、最終的に話をしようと思いましたが、
嶋田町長とは会いたくないというのが最後までございまして、私が直接会って、
ご本人の意図でありますとか、いろんな意見を聞くことはできておりません。そ
のことは残念であります、そういうことであります。

しかし、努力はしたんですけれども、向こうがかたくなに会う意思がありません
ので、無理に会うということを私はしなかったわけであります。

それから、税理士とか、あるいは弁護士の意見をここでちょっとだけ述べてお
きますと、この件は福崎町商工会とも深く絡んでいるということでございまして。
商工会がもう既にこの方についての債権放棄をされているという中で、もちむぎ
食品センターだけが債権を保持しても何の意味もない。書類上でそれを残すこと
がいいのなら、それはそうされたらよろしいが、一方がもう債権放棄しているの
をどうして取る努力をされますかというふうに税理士も言われますし、弁護士か
らも言われますと、私としても、それを残しておくということにはならず、そ
の旨を率直に役員会で申し述べまして、その結果、全員でそれならこういう会計
報告にしようということになりましたので、本年度のような結果になっていると
いうことを報告させていただきたいと思っております。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかにございせんか。

3 番 今も、町長から債権放棄についての説明を願ったわけでございます。役員会の
議事録を見せていただきましても、非常に慎重に審議されていることがうかがえ
ます。また、借入金返済計画書にも、このように書いてありましたので、昨年そ
れに対しまして同意いたしておりますので、特にこの債権放棄につきましては、
いたし方がないと、このように思います。

また、債権放棄をしようということになりましたら、相手の債務者の方に債権
放棄通知書というのが必要ではないかと思うんですけども、この債権放棄通知書
というのはどのようにされたのか、このことについてお尋ねします。

町 長 通知書については、きちっとした最終的な文書まで私は見ておりませんので、
それを今ご指摘がありましたとおり、調べてみて、しているかどうか調査してみ
たいと思っております。もし、そういうことが、きちっとした手続が必要であれば、そ
れは法規に基づいてきちっとすべき。もししていなければ、遅がけからでもやっ
ぱりきちっと、法規に基づいてやるべきだと、このように思います。

3 番 私も専門家でないですから、余り確かなことはわからないんですけども、法的
に、債権放棄をすとか、和議とか破産とか、清算とか、そういうものが入って
くるとか、債権者集会を開いて債権放棄をするということになれば、これはもう
通知書は要らないということでございまして、任意の場合はどうなるのか、債権
放棄通知書というのが要るのかな、要らないのかというところを調べていただきま
して、ここをはっきりして、それが届かなければ、損益処理をできないと、万が
一こういうことになりましたら、決算自体が間違ってくるということをお考え
しますので、早急に調べていただきたいと思っております。

- 町議 長 そのようにさせていただきます。
- 議 長 ほかにございませんか。
- 3 番 もう1点、玄麦の在庫についてお尋ねしますが、前期の在庫では18年産米が1,106袋、19年産米では2,444袋でした。今期は18年産423袋、19年産2,076袋となっております。本来なれば、先入先出法、古いものから順番に処分をしていくということが普通でございますが、この19年産が18年産よりも先に出荷されているということにつきましては、どのようなことが原因なのか、この件についてお尋ねをいたしたいと思えます。
- 産業課 長 19年産が18年度産より先にとということでございますけれども、種子等につきましては、当然その次の作付には、前年産のものを使用しています。
- 3 番 種子に約350袋も要らないと思うんです、10町歩におきましては。恐らく精麦されているのではないかと思うんですけれども、精麦となれば、19年産でお願いしたいとか、このような取引があるのではないかと、このように思えます。普通、古いのが残りましたら、食の安全ということに対しまして、懸念が出てくるわけでございますので、そういうことについてもう一度、精査をお願いしたいと思いますのですが、いかがなものでしょうか。
- 産業課 長 当然、精麦も、種子もそうなんですけれども、商品開発の中におきまして新しいものを使って商品等をつくってみるという一つの提案がございまして、一部そういった商品開発に使っているものでございます。
- 議 長 ほかにございませんか。
- 8 番 決算書並びに事務局備えつけ資料というのが出ておりますので、この中で何点かお尋ねしたいと思います。
- まず、事務局資料の2ページに売掛金の資料があります。これについてお尋ねしますが、20期末では1,271万7,399円ということで、19期が1,750万円余りで、売掛金が約500万円減っていると、これは営業努力して、回収努力をされている結果だと評価させていただきたいと思えます。
- それで、この売掛けにつきましては、同じく、この資料の23ページに20期全体の売掛け、それで20期回収分、20期末売掛け、20期貸倒処理した額と、それぞれの販売店、通販、売店、レストラン部門での詳しい資料もつけていただいております。それを見ますと、23ページの20期末売掛金の合計で1,308万8,178円、20期貸倒処理というので30万779円を処理すると、残りが1,271万7,399円で、損益計算書の額と、当然合うわけであります。
- この売掛金につきましては、昨年19期の決算で、釜坂議員がこのことについても質問されておきまして、それで、その売掛けの残の出発点というのは18期の報告、もう1年前の、昨年1月の全員協議会で18期のいろんな数字の合わないものを再度報告していただいたわけです。そのあたりから整理しますと、昨年1月11日の全員協議会の時点で、つまり18期の売掛けの残の中で、吉識議員の質問だったと思うんですが、57件、147万円が回収不能であると答弁されています。それで、それを受けて、このちょうど1年前、19期の中でそれがどうなったのかという質問がありまして、昨年の議事録を見ますと、57件のうち、回収の可能性が出てきたものが2件で60万円余り、回収の可能性のあるものが25件、残り57件から27件を引いて、残り30件は、合計27万1,893円は損金処理をしたと答弁されております。つまり、19期末時点でそれだけ可能性があるという答弁をされておりますので、この20期の中で、その27件、合計で約120万円ほどになると思えますが、それをどのように回収され、あるいは本当に回収されたのか。そして、今の23ページの貸倒損失に37万円

町議 8 番 の額がどこから発生したのか。その辺を整理して答弁をお願いしたいと思います。長 ちょっと時間がかかるようでありますから、整理する間、時間をいただきたいと、このように思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

町議 8 番 長 ほかにございませんか。

町議 8 番 長 こういう不良売掛の件につきましては、昨年、実は損益計算書に関しまして、これも釜坂議員だと思うんですが、会議録を読みますと、事務局資料の、昨年度の貸倒処理のこういう一覧表が、23ページと同じような資料がありますが、その額と、損益計算書が2万円弱合わない。それはそれでなぜかという、調べて報告するという答弁で質疑の日は終わっておりまして、あと議事録、私もその後、それがどうなっているのか聞いておりません。なぜ合わなかったのか。

総括質疑なんかの議事録を見ましても、答弁は、私としては見当たらないわけでありまして。

そしてもう1点、それに関してですが、23ページでは、20期末の売掛金が1,308万8,178円、20期貸倒処理37万779円で、これを引きますと1,271万7,399円、これは決算書の4ページの売掛金に出ております。それで、この貸借対照表に資産が出ております。次、6ページ、貸借対照表のもとになる損益計算書の下の方に貸倒損失とありますが、これも昨年と同様に約1万何がしか合わないと、ことしは35万3,123円。何かあると思うんですが、昨年も合わない、調べますということでそのままです。もし、それが、例えば手数料とか何とか、いろいろあって引かれているのであれば、それもやはり23ページにきちっと載せておくべきではないかと。そうしないと、なぜこの数字が合わないのかというのをどうしても疑問に思わざるを得ない。それは調べられておりますか。

産業課 長 議員ご指摘のとおりでございまして、当然、23ページに載せておくべきものと考えます。決算書につきましては、当然、税理士等、また取締役会、また監査委員にも見ていただいているところでございます。この資料につきましては、後から作成したものでございます。言われるとおり、数字が合わないということになれば、調査をさせていただいて、今後役に立てていきたいと思っております。

産業課 長 8 番 これは正式の決算報告書であり、議会事務局に据えつける資料というのは正式な資料になります。当然、監査もおられるわけでありますので、合うのは当然で、もう何もしなくても普通合うものでありますので、理由があると思うんですね。2年も使って、この変な数字が出てくる根拠はないと思っておりますので、その辺もきちっとしていただいて、報告も忘れずをお願いしたいと思います。

それと、昨年の答弁で、小口のいわゆる昨年損金された約37万円余りの原因がインターネットによる販売での回収不能分が多いというふうに答弁され、インターネット販売の回収方法について、検討すると町長は答弁されております。例えば、代引きにすれば、必ず100%回収できるし、郵便振込とか、振込書を添付して送るだけでは、払わない人もある、インターネット社会のご時世で。そういうことも含めて、対応されておれば、ことし37万円余りの同じような損金が出ないと思うのですが、そういう対応をされた上でのこの貸倒処理なのか。これを、昨年答弁されている回収の可能性があるという中で、回収できなくて出てきたのか、その辺もきちっと、大事なところですので、調べていただいて報告をお願いしたいと思います。よろしいですね。

産業課 長 事業報告の中でも申し述べさせていただきましたけども、代引、郵便局振込等にかえております。再度中身を調査して報告させていただきます。

町議 8 番 長 ほかにございませんか。

8 番 それと、本題に入りますが、今年の売掛1,271万7,399円の中に、回収不能分というのはまだ残っておるわけですか。どのように把握しておられますか。

産業課長 当然やはり100%回収ということはなかなか難しいわけでごさいます、若干残っておるものと思っております。

8 番 それは回収不能分が残っておるという意味ですね。回収不能が確定している分はすべて損金処理した中に入っているのかどうか、そこはどのように食品センターから報告受けておられますか。また、確認されておりますか。監査も当然こういうところは聞かれていると思うのですが、どうでしょうか。

産業課長 それも含めまして、調査、報告させていただきます。

8 番 次に、損益計算書、決算書の6ページの上に、売上原価の中に、期首と期末の棚卸が載っております。期首187万円余りに対して、期末棚卸が450万円と、大幅に増えております。この増えた理由、あるいは増やされた理由について説明をいただけますか。

町長 当然、在庫が増えているというのは理由があるわけでありまして、そのことについてもちょっと時間的な余裕をいただかないと、早く頭を回転させるという余裕がなくなっているのではないかと思います。したがって、ちょっとだけ余裕をいただきたいと思っております。理由のないことではありませんので。

8 番 2年前を思いだすんですが、では、一つずつというと、時間もありますので、ずっと私が調べて、示してほしいところを言いますので、まとめて、きょう、この質疑が終わるまでに資料を出していただいて、あるいはまた総括で出していただきたいと思っております。

まず、先ほどの在庫が増えた分につきましては、当然、今町長が言われていましたように、在庫が増えたわけでありまして、それはまず製品では事務局資料の11ページの最後に製品と商品の内訳が書いてあります。製品の347万3,000円余の内訳というのは事務局資料の14ページからにありまして、何が増えたのかを見ますと、16、17辺りの素麺の在庫が非常に増えておるわけです。もろに素麺の分だけが在庫が増えておる。去年は、素麺がよく売れて、つくるのが少ないのに、よく売れて、天気もよかって、足らなかった。売れているのに、すぐつくれず、みすみす売り上げを逃したところから、ことしはまた少し多目につくられた。ことしは7月まで割と温度が低くて、8月も雨で残ったのかなと推測するわけなんです、その素麺の製造見通し、残っている素麺の販売見通しとか、そういうものについては報告を受けておられますか。

町長 正確には担当者が報告をすると思うんですが、私が受けている報告では、学校給食に使うので、その分は残しておいてほしいというふうに県かどこかから、そういう要請を受けたので、その分は残しているということでごさいます。したがって、8月31日には残っていますが、今残っておるかということについては、それはまだきちっとした報告は私受けておりませんが、私が当初受けたときの報告はそういうことでごさいました。

8 番 これは8月31日時点での質疑もします、それで置いてるという答弁だから、それでいいんです。それがぱっと出てきたらよかったわけです。こっちはわからんから聞いているのです。

それと、商品も約50万円が100万円ほどになっておりますが、何が増えているかを見ますと、せんべいが増えている。もちむぎせんべいの12枚とか、10枚のが増えている。これも、朝市とかいろいろと販売されるので、まとめてつくられたのかなと思っておりますので、そういう理由だと、こっちが説明したらあかんのですが、素麺の件はわかりました。

もう1点、素麺を高橋の倉庫で管理しているということなのですが、空調とか、湿度関係というのは大丈夫ですか、その確認。

産業課長 高橋の工業団地の下の倉庫でございますけれども、空調等につきましては大丈夫でございます。

8 番 品質がありますので、それを確認させていただきました。

それと、事業報告書2ページの麺製造部門の一番下、課長も報告されましたが、外注加工費を抑えるために、これまではもちむぎ麺の通常の太さの麺のみ麺工場で作っていたものを、製麺工程の基礎から見直しを図り、これまで技術的な問題により云々ということで、解決したとあります。だけど、これはもちむぎ麺というのは、去年、一昨年に始まったものではありませんし、何年も前に、明和に委託する、あるいはこっちでつくるという問題から、製麺技術というのは、既に十分確立されていたと、私は思っておったんですが、こういうふうに技術的な問題を見直しを図って解決したと。こういう簡単にできることであれば、なぜ今までしてなかったのか。それは、実はこの事務局備付資料の54ページ、取締役会議録の報告事項3に出ていますので読んでみますと、この取締役の議長は担当に報告を求め、もちむぎのやかた麺工場のもちむぎ製造の歩どまりが50%と悪くなっていたため、他社の麺職人に指導してもらって、塩の量、湿度、作業時間を修正した結果、現在95%まで改善している旨を説明したと。他社の麺職人に指導してもらって歩どまりが50から95、約倍になったと。これが21年10月9日の取締役会議の報告。これを合わせますと、どういうふうに、麺の製造をされておったのか。その技術がどうなっていたのか。今、町長はパスタ、あるいはイオンで精麦という話もありましたが、もちむぎ麺で売り出したわけですが、麺の歯ごたえ、のどごし、これがやっぱり原点、命、それをつくるもとがことしの中で、報告の中でもこんなことが出てくる。去年、一昨年につくりかけた、今からやるんではないわけです。長いこと麺の研究をして、だんだんともちむぎの粉の割合をふやしてきて、いけるということになってきたわけでしょう。それが今まだこんなことが出てくるということ自体が、会社の、つまり商品の根幹にかかわる問題やと思うんですが、その辺も含めてきちっと、町長、社長として一番大事なところなんです。やむを得ないのか。管理体制がどうだったのか、今どういうふうにこれを取り組まれておるのか、パスタ、パスタと浮かれているときではないと思うんですね。もちろんパスタも大事ですが、どうですか。

町長 ここにこう書かれてありますと、年がら年中そうなのかということになるわけですが、これはことし、特別に梅雨が長く、湿度等が高いという状況の中で、こういうことが起こったわけなんですね。それに対して、なかなか対応できない部分がございますと、そうなりますと、書かれてありますように、議員ご指摘のとおり大変でございますので、私どもはきちっと、統計をとったり、塩加減やそういうふうなのをもう少し科学的にするようにということは常々申し述べてきたわけなんですけれども、残念ながら、こういうことを言うと大変なんです、大企業に勤めているそういう方で、事務的や科学的な能力で事務もきっちりやれるという職人を採用しておれば一番いいわけですが、なかなかそうもありませんので、やはりこれはきちっとした免許証を、これもそば打ちみたいに段みたいなものがあるということを知ったのも最近でありまして、やはりこういう技術があるんですね。ですから、そういう方々に、免許証をお持ちの方に来ていただいて指導してもらってはどうかと言って、来ていただいて改善したということなんです。もちろん、職員の能力、資質を高めていくということもございます、それには力を入れたいと思います。と同時に、私どもは後継者を育てる

べくやはり福崎町の特産でございますので、このもちむぎをつくるということに誇りと、やはり伝統的な喜びも感じていただくという意味で末永くそういう技術に携わってもらうように、職員の養成でありますとか、職員採用に努めるわけにありますけれども、なかなか応募者がいないというような中で、固定的に採用した職員がずっと来ているわけでございます。そこは私どもとしても一つの頭の痛いところということになるわけです。ですから、後継者をどうして育てるかということ。それからもちろん中小企業でありますし、賃金体系というふうなものもありまして、高い給料で他の職員とも違った形で技術者を採用するというふうな、いろいろな件で検討してはおりますけれども、なかなかその解決には至っておらず、今の職員の方々にまずは技術をつけてもらおうということで、今年度そういう形で、一定の免許証をお持ちの方に来ていただいて指導を受けたというようなことでございます。しかし、全然歩留まりが100%かといいますと、なかなかそういうふうにはなりませんけれども、大いに改善をしたということでございまして、しかしこれは、年がら年中、こういうふうに落ちとったというふうにとられますと、これはちょっと困るわけでありまして、ことしの特別に長い梅雨の期間の中で、そういうふうになってしまいましたということでございまして、これからもそういった面で、大いに改善はしていかなければいけませんし、職員の能力アップも考えなければいけないと、このように思っています。

8 番 それでは理由がわかりました。

そこで、ちょっと心配するのが、例えば、もちむぎ麺が何かの切っ掛けでブームになって、ひょっとしたらことしのフォークロアンでブームになるかもわかりませんし、もしなった場合に、じゃあこれは何も製法特許ではないわけですから、売れるとなったらすぐ他所が真似するわけなんです。ですから、本当は一生懸命製造方法を研究して、また更に考えていただいて、例えばよくあるような製法特許でつくっているんだというぐらいの商品でやらないと、すぐ真似をされて、すぐ先へ行かれるという可能性もありますので、その辺も含めて。それから例えば今思い出したんですが、うどんですと、土三寒六と言いまして、夏の土用は塩のかげんを3、冬の寒いときは6にと、そういう伝統があるというふう聞いてますので、そういう店もあつたりするんですね。そういうことも含めて、こういう指導を受けたものは、今そのまますぐ新しい職人さんに継承できなくても、データできちっと残しておけるように、今、町長が言われたことは、やっぱり麺製造の命ですから。またそういう職人さんをきちっと育てていくと、確保しておくというのも当然取締役としての責務であると思っておりますので、気をつけて取り組んでいただきたいと、要望しておきます。

それと、もちむぎの在庫で、今、宮内議員がちょっと聞かれたんですが、事務局資料の39ページ、18、19年産、20年産が先入先出になっていないということで、種子とか、そのほかの精麦の関係で新しいものも使うということで、それは理解ができたんですが、種子につきましては、18年ぐらいまでの資料では何袋残しておるとかいうのがあったわけですが、今年の資料から残っておりません。種子として別枠での在庫が残っておりません。8月31日時点ですと、当然、種子はまだ種まきをしていませんので、どこかに残してあるし、種子についても、営農組合と話をして、きちっと種子の価格についても、買い戻すという手続をするというふうに答弁もあつたと思っておりますが、8月31日時点での種子の量というのは、どのぐらいを回して、どのぐらい使用した、その後の10月、11月に播種されたと思うんですが、それを教えていただけますか。

産業課長 種子につきましては、次の年の作付に使った後の残りは、一般の玄麦と同じよ

うに使用しているところでございます。

したがいまして、種子は、一般の玄麦の中に入っています。量的には35袋、1,000キロぐらいを毎年種子として確保しているところでございます。

8 番 じゃあ、入ってる35袋、約1トンの分につきましては、この39ページの20年度産の中に含まれてるのか、あるいはその時点では21年、ことしの5月にとれていますから、その数量は次の40ページに、収量でもう既に先に、21年度産、下から三つ目ですね、数字の一番下の行で637袋、19トン110キロ載っておりますが、こちらの方に入っておるわけですか。

産業課長 21年度産につきましては、この中に入っているものでございます。

8 番 ということは、ことし21年の秋、この秋にまかれた種子は、この21年度産の、春にとれたものをそのまま、一番新しい分を使われたということでよろしいわけですね。もうまかれて芽が出ているでしょう。その種子は、この21年度産、ことしの5月にとれたものか、昨年、この決算に入っている20年度産、39ページの一冊下なのかを確認。一番新しいのを使われているのか。

産業課長 21年度、今まいておられるものは、20年度産でございます。

8 番 だから、1年寝かして種に使うと、つまり一遍買って、すべて全量買い上げて、それから種子として戻しておるといふことですね。

それでいくと、数に疑問な点もあるわけなんですけど、実際に、20年度産については8月以降ですから、これはまた私も研究して、調べておきたいと思っております。

それと、この在庫で18年のときに揉めた製粉をもちむぎに換算して棚卸にするというのは、昨年からもう製粉は製粉だけということで、39ページに枠として書くようにと残っておりますが、されてないということで、じゃあ、製粉がどのぐらいあるのかということを見ますと、事務局資料の20ページに在庫一覧表で、20ページの67、68に、粉と袋でそれぞれ在庫しているというのがありますね。これの在庫数のJA福崎ライスセンターを見ますと、粉としてばらで1,320キロ、それからその下、68番がもちむぎ粉15キロ入りの袋で88袋と。それぞれ在庫しているとなるわけですね。ライスセンターで管理される場合は袋で管理されていると思うんですが、それは当然数えて88袋。じゃあ、ばらで1,320ってライスセンターでどういうふうに管理されているのかなど。

産業課長 ここでは、ばらのように表示しておりますけども、袋に入れて管理してございます。

8 番 袋だったら、その下のもちむぎ粉15キロ入りの袋と一緒にしないといけない。88袋掛ける15キロ幾らになりますか。

産業課長 1,320キロでございます。

8 番 ということは、全く同じものが粉と袋であると。まあそうかもわかりませんが。だけど、袋であるんだしたら、粉にせなあかんし、同じということはこれが二重に計上されている可能性もあるんで、これも一遍調べて、今ではわかりませんが、だったらこの在庫が二重に、架空計上みたいになりますので、こういうこともきちっと棚卸のときに精査できてない。調べてくださいね。

ついでに、麦の価格なんですけど、事務局資料の37ページに、これも毎回出るんですが、価格のフロー図があります。この20年度産は右下で、生産者1袋6,800円でしたということで、この6,800円を根拠にして、政府の交付金が合計2,889円、これにはいわゆる緑ゲタ2,683円と黄ゲタ206円をもとにしてこの額。それから政府の買い上げ価格979円、それから手数料611.4円、このうちの979円は町から補てんする。6,800円からそれらを足した不足分2,932円をもちむぎ食品センターが生産者へ払うと、そういうフロ

一図ですね。これはわかるんですが、ちょっとわからないのが左の下の二つ目ですね。兵庫県精麦工業協同組合、この値段が1,466.7円、1袋(30キロ)とありますが、その下に買上価格、こしは町から出してるのが979円、手数料がこれ正しければ1,590.4円と、こうなっておるのに、1,466.7円となっている、細かいことなんですが、数字が合わないのは。

産業課長 この兵庫県精麦工業協同組合の欄の1,466.7円ということにつきましては、下、括弧書きの計算をされております1,590.4円というものが入ってきます。転記ミスでございます。お詫びいたします。

8番 そうですね、転記ミス、これは去年の価格を消し忘れて、僕らもよくパソコンで間違いをやるんですが。これこういうふうにきっちり出てますので、何にもこういうのはチェックされると思うんですが、単純ミスがないようお願いしておきたいと思います。

そういうことも含めて、こういう価格などもどうするかというのもその後から取締役の会議録にいろいろ話をされるわけです。ですから、今言ったような在庫の確認とか、あるいは棚卸の確認とか、売掛けとか、こういう細かい数字も当然。これは何もしないでも合ってくるのが本当やと思うんですが、なかなかこれが3年がかりでもまだ直らない。町長、数字には厳しい人だと聞いてるんですが、いかがでしょうか。

町長 最終、結果責任は私が負うわけでありまして、そういうところまで隅々までチェックが行き届いていなかったという点については、お詫びをし、今後そういうことが起こらないようにしていくことに尽きるかなと、このように思います。

8番 数字をきちっとしていただく、そういう点で、最後にもう1点だけ町長にお尋ねしたいわけなんです、その後ろに会議録というのが、取締役の会議録が情報公開されております。この内容につきましては、取締役でないので、同席や傍聴していませんので、これが正しい、どうのというものでは、私どもは質問なり、それもできないわけでありまして、どうしても、ちょっと意味のわからない数字が出てきますので、確認させていただきませんが、事務局資料の47ページ、21年2月23日の取締役会の会議録があるんですが、この中に、これはもちむぎの、先ほど言った生産者に幾ら払って、幾らで買い取るかというような議事をしたのを報告されております。これはいわゆる会議の単なるメモではなくて、公文的なものです、会議録というのは。それを見ておると、上から6行目、もちむぎ生産組合を組織して、7,200円/kgから6,800円/kg、僕は1袋やと思っていたら、1kgをこの値段で買っておられるわけですか。この責任者は町長ですね。

それからその下、12行目、真ん中辺。904円/袋の公費補助とあり、904円。ところが、戻って37ページを見ますと、20年度の公費補助は979円です。これは、904円というのは19期の値段です。37ページでは。

それから、その下です。ジェイウィングファームが精麦315円/kg、これが普通の正しい表記の仕方やと思うんですが、その3行ほど下、町からの904円/kgを引き上げると、これは904円、その上で1袋当たりの分だと思んですが、904円/kgをまたここで単位を戻すとなっている。

それで、会議録の50ページの協議事項の2番、同じく、また取締役会で相談されておりますが、ここには6,800円/30kgという表記になっております。1袋ね、表記方法としてね。ところが、54ページにいけますと、10月まで日が延びますと、同じく、真ん中辺ですね、報告事項にもちむぎ単価6,600円は1袋(30kg)と。この前もニュースにありましたが、例えばある証券会社で

株の発注に52万円で1株を1円で52万株、間違ってしまったと。これがもし公文書なら、6,800円、1キロ6,800円で買ってくれと言われたらもうえらいことになるわけで、まあそれはないと思うんですが、その最初のページでは1キロ6,800円、1袋じゃなしに。そういう可能性も出てきますので、これはやはり町長はさっきも言ったように数字はきちっとしなければいけないということなんですが、町長が判子を押されている、この上の判子は何だったんですか。それで、もしそういう事例が出ますと、このずっと判子を押されている人にも、これはこの会議録で、もし何か損失が出ると、単価で、その人たちにも、ほかの取締役の人にも迷惑がかかるという、これはたくさん判子が押してありますので、そのぐらいきちっと精査されて判子を押されたら、町長決裁されたらいいんじゃないかというふうに忠告をさせていただいておきます。

町 長 なかなか人の頭の先入観というのはきつうございまして、そういった点まできちっと精査をできていなかったというのは恥じるばかりでありまして、ご指摘を受けましたことは真摯に受けとめて、今後そういうことのないように努めていきたいと、このように思います。

議 長 ほかにございせんか。

4 番 1点、確認をしておきたいというふうに思います。

先ほど宮内議員の質問の中で、この元専務に対しての債権放棄についての質問があり、またその説明も今なされたところでありますが、この6月1日の取締役会でその記述がされております。交渉についてということで記述がされておるんですが、その中で一つ気になるのが、この元専務、いわゆる債権放棄をされた、この元専務は株式会社もちむぎセンターの株は持っておられたんでしょうか、持っておられなかったんでしょうか。

町 長 3株持っております。

4 番 じゃあ、このたび債権を放棄されるについて、その株はどうされますか。

産 業 課 長 これからこの方の3株につきましては、回収方向に向かって、どういう形になるかわかりませんが、その辺を調査させていただき、回収方向に向かっていきたいと思っております。

4 番 債権放棄をされたんですからね、もう当然返してもらわないかん株ですね。それは努力するで済まんと思うんですけど、こんな矛盾した話はないと思うんですけども。例えば、今は利益が出てないから問題になりませんが、利益が出だしたら、一方では債権放棄しとって、また株の配当せないかんような立場になりますね。そこら辺のところはどうでしょうか。

産 業 課 長 失礼いたしました。先ほどの答弁の中で、回収方向と言いましたけれども、現在、この方の3株につきましては、やかたの方で預かっております。

4 番 それはどういうふうな処理されてますか、この決算上では。

産 業 課 長 株券につきましては、預かっておりますけれども、そういった処理につきましては、手続はされてないものと思いますので、今後調査し、処理をさせていただきたいと思っております。

4 番 今回放棄された債権と、その株券を相殺するとか、いろんな方法があるんじゃないかと思うんですが、そこらの点についてはどうでしょうか。

産 業 課 長 この食品センターの株券につきましては、現在評価がゼロ円という形になっているところがございます。

町 長 当然、処理をしていないということは権利として残っているということでありまして。なかなか株券の処理というのは、一定の手続等ありまして、そうした事柄については、今後研究をし、佐賀氏については債権放棄を、株を返してもらいたい

うようなことで、株主でないような形で今後進めてまいらなければいけないと、このように思っております。

4 番 当然、そのように思われるわけですが、今後これの株券については、処理をきちっとしていただきたいというふうに思います。

議 長 ほかにございませんか。

9 番 今の釜坂議員の質問もそうですし、私がこれからお尋ねしようとする事の中にもあるんですが、例えば、今お聞きをしております、佐賀氏の債務をもちむぎ食品センターが債権放棄をするということの件について、議事録を見ますと、弁護士とか税理士とか、専門の方々に相談をされて、それでこの処理をしましたということなんですね。私は、そんなことはわかりませんが、専門家じゃございませんので。当然、専門家に相談をされた時点で、じゃあ株券はどうなるんだ、どうしたらよろしいでしょうということも含めて普通は相談をしとくもんやと思うんです。これまでに小口の株主の件につきましても、何回も私も申し上げておりますので、回収をされたということについては、その努力は認めたいと、敬意を表したいと思うんですが、何か中途半端で、ようわからんですね。

先ほど、広岡議員が言われていた議事録の内容の間違い、こういうものを見ていまして、参加をされた取締役が全員、議事録に判子を押しておられるわけですね。これどういうふうにしてこの判子をとられているのかということですね。議事録ができて、一人一人の方が一晩か二晩預かります、よう読ませていただいて、それから判子押しますわというて、これずっと一人一人回ったもんなんか。私は、恐らくもちむぎ食品センターの職員が、これができましたと持って行って、それで、すみません、取締役さん、ここへちょっと判子押していただだけませんかというて、判子押してもらって帰ってきたと思うんですよ、ずっと。そうすると、これ例えば8人あっても、職員がおりますから、1日のうちに済みますわね、町の関係者がおりますから、4人ぐらいですからね、8人おっても。それは一に、そのときに判子押していただけるということは、取締役の皆さんが信頼をされるからですね。信頼してなかったら押しませんよ、こんなものは。こんな恥かくなやったら、これ公表したらどうしますか、取締役さん。どんな恥かくなですか。そんなんでもちむぎが再建できるんですか。

昨年いろいろな議論をして1億1,592万4,000円、3年据え置き20年、無利子で。先ほど宮内議員が言うてましたように、人口2万人で割ったら、1人当たり5,800円です。住民一人一人のポケットから手突っ込んで出したんでしょう。住民がこんなんでも承知しますか。取締役いまして、そら役場の課長や担当者はもちむぎ食品センターにだけかかわっておるわけではないことの事情はある程度は理解できるんですが、しかし最低のところ、先ほど広岡議員が質問していました在庫の点でも、売掛金の点なんかでも、決算見たら、どこ見るんやいうたらポイントの一つでしょう、こんなものは。売掛金とか在庫とかいうもの、棚卸の期末の在庫というものは、だれが見たってそこ見るんですよ、粉飾できる場所ですから、ここは。鉛筆なめて、何ぼでも書けるんですから。回収不能な売掛金も、ここに載ったら、全部正常になるんですよ。だから聞いとんですよ。そんなこともまともに答弁できんと、後で後でと言うんですよ。それで後でどうなるんやいうたら、総括質疑の日にはぽっと書類が出てくるわけです。ようやく産業課長が就任してから3年目で、結局、3回目の決算も相変わらず同じ調子ですわ。

それで再建に邁進しとると言われまして、私、納得できないんですよ。

そのぐらいにしときまして、さっきから聞いててだんだん腹立ってきてね、何

ちゅう答弁すんねやろと思ひまして、本当の話。こんなこと言うつもりはなかったんですが。

それで、ちょっとお聞きをしたい。もちむぎ食品センターの再建につきましては、平成12年ごろにもちむぎ食品センターの審議会ということで、議員の代表も出られまして、専門家を含めて構成されて、12年12月に答申書が出ております。私はこの答申書は、確か、公認会計士の福永先生も入っておられたように思いますし、町の顧問弁護士の藤田先生も、会長でつくっておられますので、よく事情がわかって、きちんとしたもんだなというふうに思っております。

それに従って、こういうふうな方向でやっていただいたら、もちむぎ食品センターが早く再建できますよということですから、この答申書を尊重しながら、この再建計画について、これまでいろいろ尋ねてきました。

この答申を受けた再建計画書が発表されましたのは、ここを見ますと14年12月ということになっておりまして、それでここに示されました。我々にも示していただきました。15年3月の議会で、いろいろこの再建計画書について疑問点をお尋ねしたわけでございます。

議長 しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

9番 午前中はもちむぎ食品センターの再建について、町の方から審議会をつくって、そちらの審議会に諮問をして、答申書が出てきました。その答申書に基づいて再建計画ができました。平成15年3月議会で、その再建計画について、いろいろ質疑のやりとりをしたという経緯をお話ししました。

この再建計画は、責任というふうなものが明示をされておりました、よくご存じの方もあろうかと思いますが、ご存じでない議員もおられるでしょうし、幹部の方々もご存じでない方もおられるというふうに思いますので、若干述べてみますと、これは経営者の責任、株主の責任、金融機関の責任ということで三つの柱があります。この株主の責任ということにつきましては、特に大株主、町、商工会、JA兵庫西、3者の責任ということで金額が提示をされました。これについては、もう既にすべて解決ができておる。今回、金融機関についての責任という部分につきましては、町からの昨年度の融資によりまして、今期、みなと銀行と姫路信用金庫の問題が解決を見て、すべて解決ができた、というふうになっております。したがって、残るは役員責任ということです。この再建計画の中には、役員さんの任期等々も考えて、どのぐらいの金額を責任持ってもらおうというふうなことも表記がされておりました、既にその責めを全うされた方、まだされていない方というふうなのがございまして。

先ほど、午前中に釜坂議員がお尋ねになりました、元専務の件もやはりその部分も入っておるのではないかとというふうに思います。それはまた別なんですか。

特に、役員の責任という部分でいきますと、産業課の説明資料の6ページですね。借入金の返済計画書というものが出ておりますが、これを見ますと20期、ゼロになっております。まだ相当な金額が、またかなり複数の方が責任を全うさ

れていないというふうに理解をしておるんですが、最終的には、社長である町長が、私が責任を持ちますというふうなことを発言をされておりますので、それはそれとしましても、今期、この役員に対する拠出金の件、結果はゼロになったんですが、どういうふうなアプローチがなされたのか。説明をいただきたいというふうに思います。

産業課長 役員の拠出金につきましては、20期におきまして通知をさせていただいているところでございます。20期につきましては、その中でなかったということでございます。21期になりまして、今からその手続なり、拠出についてのお願いをしていくという段階でございます。

9 番 課長、そうじゃなしに、私がお聞きをしておるのは、20期にはどういうことをされたんですかという聞いてるんです。今、20期の決算ですから。

産業課長 役員に対して請求の通知をさせていただいております。

9 番 通知はされたんですね。そうですか。じゃあ、郵便で送るとか、そういうことですか。

産業課長 そうでございます。

9 番 承知いたしました。なるほど、郵便でお送りになったわけですね。それで、どこからも反応がなかったと、こういうことですか。どうなんですか。

産業課長 20期につきましては、そのとおりでございます。

9 番 非常に残念ですね。そういうことでゼロになっておると。この表を皆さん今見ていると思いますので、続けてお尋ねをするんですが、この役員からの拠出金の、借入金の返済計画書ですね、ここを見ておりましたもそうですし、一番上のところを見ておりましたも、昨年度のこの資料と、産業課が提示しておる資料と大幅に変わっておるんですね。一番上の支払利息、減価償却・支払利息前利益、これは幾らか変わることがあるかわかりませんが、特に役員からの拠出金については、あんまりごろごろと毎年変わるといのはいかがなものかというふうに思うんですね。課長、おわかりになっとんかどうか、ちょっとわかりませんが、どの辺が変わっているか、ご存じですか。

産業課長 昨年と対比しておりませんので。

9 番 対比してなかったらわかりませんわね。私は注目しておりますので、対比を試してみました。ちゃんと見ております。見ますと、これ21期から22、23、24と、ずっと続いていって、最後が43期、平成44年8月に終わるという表になっていますね。去年は違うんですね。去年お出しになったのは、20期の21年8月決算でも10万円は確保しますというふうになってるんですよ。それは済んだことやから、今課長おっしゃったように、郵便で配達しただけやから、請求はあんまりしてはらへんさかいに、それは結果的にそうなったということなんですが、あと21期、22期、23期、平成24年までが10万円ずつになってるんですね。それから300万円代がざっと、1、2、3、4、5年間、一番最後の年は300万円に2万円ほど切れるわけですが、そういうふうになっておまして、次のところが、真っ白なんです。平成44年まで。

それが、このたびは、今も申し上げましたように、66万円、21期が82万円、あとは66万円、660がずっと並んで、平成43年、29年目まで660が並んでます。一番最後の43期に830、83万円になってるんです。これで、合計の4,000万円になるんだらうと思うんですがね。エクセルでやったら、私は足し算までやってませんけど、これの変更ですね。何でこれがこういうふうに変更になっとるのか、そういうことは取締役会でもご協議になられたのかどうか。これはかなり資金的な面でも、責任という部分からも重要なことだ

と私は思っていました、お尋ねをしておるわけです。どうでしょうか。

産業課長 前期につきましては、早急に回収という計画のもとに300万円という数字が上がっておりました。しかしながら、なかなか難しいという中で、少しずつでも回収をしていただくように、ご理解いただきながら進めてまいりたいということで、若干減ってるものでございます。

9 番 若干でなしに、これは大きく変更されとんですよ、課長。期間も金額もね。

例えば、これまで70万円のやつが68万円になってるとかいうようなことじやなしに、昨年提示された資料にそういうふうな300万円代の数字が書かれるということは何らかの意図があつてとか、協議があつて書かれたと思うんですよ。先ほど言いましたように、もうこの28期、平成29年には全部この役員の責任分については片づけてしまうんだという意思表示ですね、これは。昨年の返済計画書は。そういう意思表示をしておきながら、今期で出てきた資料を見ますと、やっぱりこれは平成44年までかかるんですということになっておるわけです。若干の変更じゃないですから、もう一度お答えください。

産業課長 役員からの拠出金の回収につきましては、当然ながら今議員さん言われましたように、早急に進めなければならないということで計画をしております。その中におきまして、当然、目標値が下がったと、短期が長期になってしまったということでございますけれども、当然、その意思がなくなったというわけではございません。皆さんに請求はしておりますけれども、一人からでも回収を進めたいということでございます。

9 番 この件につきましては、昨年度も質疑でちゃんと私聞いたはずです。今、議事録持ってませんから、私もう一遍よう見ときますわ。

こんなことばかり言うとしてもしょうがないんで、この合計が、再建計画で4,300万円になっておったですね。役員の責任は。それがこの借入金の返済計画書、今年度提示された産業課の説明資料を見ますと、4,000万円になっておると。上の段は再建計画書に載っておる金額だということですから、4,300万円やったわけですね。私もたしかそういうふうに覚えとるんですけども。ここにも計画書ありますが、何ゆえ300万円減ったんですか。

産業課長 前社長様の関係の分でございます。前社長の分は減額になってるということでございます。

9 番 前社長、この1,700万円の入金があった件ですね、今課長さんが答弁されておるのは。これが2,000万円入るべきところが1,700万円しか入らなかったと、和解されたんですから最後は、そうですね、判決やったですかね。しかし、判決にしろ、ほんならそれで、もちむぎ食品センターとして2,000万円入るべきもんが入らなかったら、300万円が足らんようになりますね、経営していく上で。そうじゃないんですかね。

町長 まずは、去年度、どういう努力をしたのかということが一つです。送った書類の中には、当然期間、今の会計の決算状況をお示しいたしまして、そして就任された期間数に基づいて取締役会でこういう形で、多分月だったと思いますが、就任された月幾らということで計算いたしますと、あなたにお返しいただく金額はこういうことになりますと、こういう形でお知らせをいたしております。そして、もちろん、〇〇さんとの和解の問題でありますとか、あるいは私が議会で答弁をいたしました内容の議事録でありますとか、そういうのを添付をいたしまして、ぜひとも役員の責任としてお返しをいただきたいというふうに述べてきたわけです。20期につきましては、残念ながら、それにこたえていただくわけにはいきませんでした。21期に入りまして、1人の方から70万円を超えた金額で入っ

たのかなという記憶はあるわけですが、そのようになっております。そして、〇〇さんの減額について、それではその分をさらに役員が300万円を割り振って、それでは責任をかぶらなければならないのかという点があるわけなんですけれども、しかし、裁判の結果そういうふうになっているわけでありますから、それをさらに役員が上乘せをしてカウントするという措置はとらずに、裁判の結果は結果として受けとめた計上となっているわけでございます。

- 9 番 裁判の結果なんです、今も言いましたように、経営をしていく上で資金が不足してくるということですから、この役員の責任分につきましては、一日も早く回収をしていくということが大事だと思うんですね。答申書を見ましても、相当強く役員の責任ということも記載されておりますので、そういう意味からすると、一日も早くということだろうと思うんですが、これとて先ほども言いましたように、今年度の説明資料を見ますと、何回も申しますが、もう五、六年で終わるところが平成44年までかかって回収するんですということの後退してるわけですね、実際に。

判決で差異が出てきた300万円にしましても、会社が順調に利益が出ておれば、それはあえてのみ込もうというふうなことを取締役会で協議をされて、おやりになってもいいんかなとは思いますが、その辺に一番疑問を感じます、私は。ですからお聞きをしておるわけです。

同じように、役員の拠出金と、それで小口の株主さん、両方にかかわりのある方が、元専務だけやなしに、確かおられたんじゃないかと、複数あったんじゃないかというふう思うんですがね。その辺については、どういうふうになっておるのか。議事録を見ますと、株券を回収してきましたということにして、今後のその処理の仕方については研究をして、専門家にもよく聞いてという、午前中の答弁でしたが、例えば、元専務さんから持って帰るときに、もう価値はゼロですからということですから、再建しようとして今皆さんに頑張ってもらっていますし、町としてもできるだけの支援をしておるわけですね、金銭的にも、人的にもですね。そういう意味からしますと、やはり再建をした暁には、釜坂議員がおっしゃったように配当というふうなことも関係してまいりますので、それができるだけ早く配当ができるようになってほしいという思いを持っておりまして、そういうところからすると、ほかの関係者、両方にかかわりのある。それについてはどういうふうになっておりますか。

- 産業課長 役員等につきましては、鋭意努力して回収の方向で進めさせていただいております。役員と株主を兼ねておられますのは、10名でございます。当然、今現在回収済みのものもございまして、未回収につきましては鋭意努力をしてみたいと思っております。

- 9 番 じゃあ、それはいつごろ、どういうふうに元専務の件も含めて、いつまでにされるんでしょうか。

- 町長 いつまでにどうということころまでは取締役で検討はいたしておりません。鋭意努力をするということでありまして、毎回ご指摘をいただいているわけでありますから、この点については、我々も重要な事項と考えておりますので、取り組みを強化してまいりたいと、このように考えております。

尚且つ、これを買ってほしいという、あの債券は5万円で当初発行されたかと思えますけれども、その相当の値段で買ってほしいと言われる方もあれば、いろいろありますけれども、なかなかその点についてきちっとしたことで結論が出ているというわけではないわけであります。

そして、もちむぎ食品センターをどう見るのかという点は、いろいろ観点があ

りますけれども、これが20年ほどの歴史的な経過を見る中で、不幸にして、ああいうふうに多額の債務を生むような結果になってきたということでもあります。しかし、地場産業としての役割でありますとか、あるいは特産品としてのこととか、毎回議員さんから指摘を受けておりますので、私どもといたしましては、町民の皆さんの期待にこたえ、負託を受けておられる議員の皆様方の願いにこたえるように、ことしこそは百点満点をもらえるようにと思って頑張っているわけがありますけれども、ご指摘のとおり内容になっております。それは非常に残念でありますけれども、それでは全然解決の方向を見出していないのか、再建の検討委員会が出された方向のとおりに進んでいないのかといいますと、幸い議員皆様さんのご指摘を受けながら、少しずつ改善をしながらいい方向に私は進んでいるのではないかと思います。それは甘過ぎるという評価も当然あるかと思いますが、20年の流れをずっとたどってみますと、ピークの3億7,500万円ほどの大きな赤字を出した、まあ言うたらどん底から少しずつはい上がっていく方向かなと、そんなふうに思っているわけがございます。

9 番 町長が少しずつはい上がっていくというふうな表現をされて、努力をされておると。決して、何もしてないと言うてわけやないんですが、やはり一定の成果が上がりませんと、この間もテレビ見ておりましたら、成果のない営みは努力ではないというようなことを言うてましたんで、これははっきりとして数字として表れてくるものですから、私はやはり数字として表れてくるような努力をしていただきたいと思っております。

ちょっとお聞きをするんですが、この20期の決算を見てもみますと、事務局備付の24ページ、レストランの損益計算書第20期が出ております。この一番下から2段目、売上総利益、売上高が一番上段にあります。残念ながら売上総利益、マイナス36万5,931円。ちなみに、昨年度と売上げはそんなに変わってません。40万円ぐらいですか。20万円か30万円ですね、売上げは。ただし、昨年度は、プラスの28万510円だったわけです。それがマイナスになっておるわけですね。もちろん経済の動きというふうなものがあるわけですから、それはこういうこともあるのかわかりませんが、これは特に町から補助金を出しまして、3年限定でしたですか。専任の取締役さんをマネジャーとして雇用していただいて、それで経営に当たっていただいております。ですから、私、昨年度はこの28万510円プラスになっておりましたんで、ああ、いい方向に出てきたなど。そのマネジャーの力はすごいもんだよというふうに感心をいたしまして、大きな期待を持っておりました。これで株式会社もちむぎ食品センターの経営の大きな柱になるなど、レストランが、実際にそうでなかったらいかんと思うんですが、私は、そういうふうな大きな期待も持っておったわけですが、これがマイナスになりました。

それで、レストラン一つとってみましてもそうですし、それが反映されておるのか、決算書を見ていただいたらわかります。損益計算書のところでも見ていただいたらわかりますが、いろんなどころに出ておりますけれども、営業利益が会社全体として290何万円、出てましたですね。営業利益がマイナスですね。何を言おうとしているかということ、去年の補正予算で、私いろいろ、1億1,000万円については質疑をしました。それで、本当にそれが返済を町へしてもらえるんかどうかということを確認持たんといけませんので、そういうふうな意味からお聞きしたわけですね。そうすると、3年間で支払いの猶予をってもらう間に、資金をしっかりとめて、たしか1年に1,000万円ずつぐらいためるような話やったと思うんですわ。委員会等々の議事録を見ていただいたらわかると思うん

ですが。そういう答弁であったにもかかわらず、景気が、世界的ないうふうな話で、確におっしゃる通りに、去年の10月から百年に一度と言われまして、悪くはなっておるんですが、しかし、この営業利益がマイナスやということですね。それが家賃払うわけじゃないですし、固定資産税払うわけじゃないですし、大型の修理等々はたしか町の方から補助でするはずですね。なおかつ、営業利益がマイナスということですね。だから、果たして、先ほどの役員の拠出金も含めまして、こういうふうなところを見ておきますと、再建が、返済計画が、なるほど紙には書いてあるんですが、できるんかというふうな疑問を持つわけですね。その辺についてはどう答弁されるのか。社長にお答えいただきたいと思います。

町

長 生き物でありますから、病気もすれば、けがもするということでありまして、そういう病気にも、けがにも耐えるような体力をつけていくということが大事でありまして、そういった意味で、昨年度多額な町費をつぎ込んでいただいたわけでございます。そうした結果にもかかわらず、本年度営業利益でマイナスになっている、これは冒頭のあいさつで私が述べさせていただいたわけでありまして、経営体である以上、常に利益を出すということが望ましいわけでありまして、私どももそういった方向で努力をしてまいらなければいけないというふうに思っております。そういった意味では、職員の営業強化もいたしまして、徐々にそういった改善を加えまして、やっと本年度になりましてから、これはきちっとした決算ではありませんけれども、我々の概算でいたしまして、9月、10月で約170万円ほどの利益を得たかなと。しかし、これも生き物でありますから、11月にどうなるか、年末にどうなるかということは、いろんな影響の中で生きていますから、わかりませんが、それを9月、10月の一過性のものにするのではなく、それを持続するために努力を続けていかなければならないのかなと、そんなふうに思っているわけでございます。そして、昨年度と若干営業が違っているというのは、今まででしたら小さなお店屋さん、そういったところを対象にしておったわけなんですけれども、なかなかこれでは大量に消費ができないというふうなことから、イオンでありますとか、コープこうべでありますとか、あるいは日本ピアフーズといった、かなり大手のところにも粉でありますとか、精麦を売り込んでいくという方向で営業の皆さんと一緒に、頑張ろうというふうにしまして、今のところ、そういったところで一定の成功をおさめているのは、イオン系、マックスバリュなどで売り出されている麦ご飯、あるいはにぎり飯の中に麦をちょっと入れてもらうというふうなことで、これまではなかなか精麦がトン単位では出ておりませんでしたけれども、最近は月2トンから2.5トンほど出ていくようになったということですね。これがうまく試作を乗り越えて、近畿圏からあるいは中部、関東、全国というふうに進めば、この消費量ももう少しは増えるのかなというふうに思っているわけでありまして、そういった意味で、かなり大口のところにも麦でありますとか、粉なんかを使ってもらえるようお願いをしているということでございます。粉などは岡野食品でありますとか、日本ピアフーズは団子という形で出ていっているというのが現状でございます。こういったところの営業強化を一層従業員の皆さんとともに励んでいきたいと。その一つの起爆剤になればと思って、もちむぎばすたでありますとか、そういう企画も試みているという状況でございます。

それでは、それがあつという間に再建かできるかというふうに言われますと、なかなかこれもそんなには簡単にいく状況ではないのかなと思います。しかし、お借りしております1億円を超えるお金の返済でありますとか、あるいは取締役の給料の面でありますとか、そういった面も克服できるように頑張っていかなければ

ればいけないと、これは取締役会全員でその方向で頑張ろうということで励んでいるところでございます。

- 9 番 製粉、精麦というふうなことを今答弁でも言われましたし、もちむぎ団子ですか、諸々のことは、これまでも何度もお聞きをしておるわけですが、ですから、それが今後積極的に展開をしていって、一つの柱商品にしていくんだということだろうと理解をしておるわけなんですね。そういう意味からしますと、例えば、今期販売店の売り上げを、実施計画書では6,000万円と組んであるんですが、この精麦、製粉、幾らぐらいこの中に組んであって、利益はどのぐらい見込んであってというお答えをいただけますか。議事録を見ておりますと、何か、単価が安過ぎて、何か議論になったようなことが載ってございましたので、お聞きしたいと思います。

町 長 単価が安いということについては、在庫を少し減らすという面でありまして、若干古い関係については、単価が少し安いということになっているわけです。ですから、来年度の計画を見る場合、私たちが計算をしましたのは、本年度の実績をもとにして、これぐらいにしようという努力目標として設定をいたしましたもので、その一つ一つ綿密に積み上げた結果がここに出てきたというような性格のものではありません。こういったことで、今の経済状況から言いましても、これだけの売り上げをやるというのは、もちろん何十%も増えていくという計画を立てればいいわけではありますが、そういう計画を立てたとしてもなかなか実行不可能ということになりますと、計画は立てたけれども、実行できてなかったのではないかということになりますので、今年の実績を一つのベースにいたしまして、その上積みという観点で積み上げさせていただいたということでございます。

- 9 番 これは、昨年の決議の内容とも関連してくるわけですね。長期的な戦略をつくって、提示をすることということですね。新しく商品を開発していって、でも既に、昨年度、試験段階でいろいろとおやりになっているわけですから、少なくとも口で精麦を売るんです、製粉を売るんですということになりますと、じゃあ町長は、営業の人にどういうふうにしてその状況をお尋ねになるのか。やはり具体的な数字があって、少ない、多いは別ですが、まだこれだけしかできてませんよと、あなたが申告した数字ですよと、一番それが理想だと思うんですね。これだけしかできてないから、もう一頑張りしてくださいよと、何やったら私も応援しますから、販売に行きますよと。実績つくりますよと、これが私は計画やと思うんですね。

予算を組む場合に、去年の実績を参考にしてつくったんですと、これまでもそういうような答弁されたのを記憶しているんですが、じゃあ、聞いてみましょう。実施計画書、議案書の13ページの長いやつですね。売り上げなんか聞いても、恐らくそういうふうなことを言われるやろうから、もう想定をしておりますので、それは聞きません。私がお聞きをするのは、下から二つ目の四角ですね、営業外費用、支払利息・割引料50万円が計上されとるわけですね。去年が70万4千幾らやからね。これはどこへ払う予定の支払利息ですか。

産業課 長 営業外費用といたしましては、バス会社等が来られたときのお礼というようなものを見込んでいるものでございます。

- 9 番 そういうことを聞いとんやなしに、この13ページあけてますか。下から2番目の7番、営業外費用と書いてありまして、支払利息・割引料が50万円、その下は雑損失で0円、予算組まれているわけですね。どこへお支払いですか。支払利息とか、割引料と書いてあるんですよ。観光バス会社のお礼とは違うんですね、これは。それはどこか、他にあるはずですよ。この上のどこかに。これはないけど

も、計算したらわかるわけやね、この表では。そんなん言うても答えになりませんよ。あんたの答弁ではあきまへん。

町 長 これは、本年度借入金を町からいたしまして、こういったもので但陽でありますとか、そういうふうなところへこれまでは利息を払っていたわけなんですけれども、今年すべて完済をするという状況の中で、こういった利子でありますとか、そういうふうなものは随分減るだろうということの想定でこのようになっているということでございます。

9 番 私が申し上げておりますのはね、町長、もう既に金利の要る金は全部町から融資したもので解決済みなんです。ですから、借入れをしたお金いうのはないはずなんです。先ほど、午前中に言われたように、地方の元気再生ですか、あれは1,500万円までの話ですね。1年借りたとしても1,500万円に50万円の利子は要らんわけですね。それが予算として計上されとる。私が知ってる限りでは、利子の要る金いうたらそれなんです。だから、ほかに何かあるのかどうか。例えば、先ほど町長が言われたように大手と取引をするわけですから、例えば相当大きな、長期の長い手形でももらうとか、資金がないから割引しますから、割引料が要るんですとか、そういうふうな答弁をしていただきませんか、答弁になってないわけですよ、どうぞ。

町 長 当然、そういうことはないわけでありまして、万が一、今借りている1,500万円で足りないということがありますと、今のところは、取締役会で借りの範囲はそうありますが、今言われたような内容でいきますと、そういうものがもちろん生じてまいります。しかし、そういったことからいたしますと、昨年度から比べまして、利子の支払いということは、随分減ってきているというのが現状でございます。

9 番 会計管理者がおられますので、町も金融機関から融資を受けるわけですね。1,500万円、1年借りたら幾ら利子が要るんですか、会計管理者言うてください。

会計管理者 約20万円ぐらいだったと思います。

9 番 丸々1年で20万円ですね。私が言いますのはね、町長。結局、前期にその実績をみて、なぜって予算をつくりましたと言われますんで、こういう事態が発生しますよということを言うてるわけですよ、私は。やはり今年は今年として、今期は今期として、きちっと戦略を立てて、どの商品とどの商品と、どれで、まあレストランでもよろしいがね、幾らぐらい売り上げて、幾らぐらい稼ぐんだというふうなものがあってしかるべきだと思うんですよ。

ただ、これ安易に、町長が言われたように前期の実績をみて、ざっとなぞって、これちょっと多くしとこうか、これちょっと少のうしとこか、これはしんどかったなあ、まあ少なくしとこうかで、恐らくやられたんではないんかと、そんなことないでしょうけど、私はそういうことを思いますんで、先ほども言いましたように、決議の長期戦略、こういうものがやはりきちんとあって、それでしておられると、町長が社長をされるのに、営業の人や何かとお話しされても、きちきちとその方向は示せますし、非常にいいんではないんかという意味で申し上げてんですがね、どうでしょう。

町 長 吉識議員の想像のとおりでありまして、そんなに深い分析をきちっと積立ててやったということではありません。もちろん、20期、たくさんのお金を借りておりますから、そういう営業利益を出すために、毎月幹部会等を開きまして、本年度の、先ほど言われたように、売り上げがこの辺伸びてないとかいう、そういうふうなことはやっておりますが、私よりもうんと頭の良い人たちが集団でやりますとか、リーマンでありますとか、ああいうところが長期戦略を立ててもなか

なかうまくいかないで倒産をするということでございまして、私どもはそこまでなかなか長期的な展望の上に立って、利益を出して、20年間お借りしております3年据置の20年間出してありますそういったものに、その年度、その年度到達するためにどうするかということで計画を立てたというのが、それだけの能力だとおっしゃれば、そのように評価をしていただいたらいいわけですが、そういう形でこの計画を、しかしみんなでこれは練り上げて、これぐらいでいこうというふうにして、取締役会の議を経たということでございます。

9

番 できんことを、そら書いてもらっても仕方ありませんので、できることを計画に、予算に書いてもらったらいんですが、それ書いたって、なかなか実績が示すように、そのとおりにはいかないと。現実の世の中ですね。ですから、やっぱり経営者としたら、チェックする方法、その辺、よく理解ができておるのかなと、ご苦労されておるんだということはよくわかるんですが、そういう感想を持ちます。

そういう意味では、例えば、最近、よくニュースでやっておりますけれども、日本航空の件。日本航空も、あらゆる地方出身の議員が、こっちにも空港つくって飛行機飛ばせ、こっちにも飛ばせ言うて、みんなわーわー言うて、97かしらん日本中に空港があつて、その採算がとれない空港がたくさんできておるということですね。最近、1,000億円ぐらい運転資金が足らんから、国から応援してもらわんと倒産しますよと。日本の日の丸を機体にかいとる航空会社やからつぶすわけにはいかんやろうというふうなところから、前原国土交通大臣が取り組みましょうということで、たしかタスクホースというふうな名前やったと思うんですが、私的な機関に調査をさせて、10月の1カ月できちっと出しましたね。一番大きな問題は、現社員やらOBの年金を減らすと。そうでないと、国から応援の金を出しても、国民に説明ができないということで、そのOBと社員の3分の2以上の賛成をとってくださいと、それでなかったら潰れてもらいますと、こういうことですね。

一定の不採算の路線は廃止をしましようとかいうふうなことが確かあったと思うんですよ。もう、こと福崎町については、やっぱり1億1,000幾らはもう出してしまってますし、そらいいんですが、しかし、その後のやはり取り組みが、きょう、私午前中の質疑を聞いておりましたも、余りにもずさんな、前にもいいましたけども、これお店屋さんごっこの域を出てないと思うんですよ、はっきり申し上げて。そういうふうにあります。

やはり、真摯に、いつも議会の終わりになったら、町長が議会の意見をよくお聞きして、実現するようにしていきますということを言われるんですが、ほんまにできとんかなと思います。

先ほどの営業利益に戻りますと、町長、1年12カ月です。営業利益がプラスの月は、何か月あるんやろと、私見てみましたら、説明資料の一番上にありますけども、5月、6月、7月と3カ月、各月の黒が出てるのはね。あとは全部マイナスです。前年度より多少よくなってる月もあります。それは認めますけれどもね。1年、12カ月あるうちの3カ月しか黒が出ないで、1年通じて、なかなか黒を出すのは至難のわざだろと思うんですね、私。西宮のえべっさんでしたら、1月10日ごろに宵えびすや、本えびすやいうて、1年に1週間ほどでさい銭、ようけ参ってくれるさかいに、それでゆっくりと1年めしが食べるんか知りませんけどもね。町長、去年もおっしゃいましたように、こつこつとやっていく仕事ですからね。ですから、それも5、6、7月の3カ月で、金額は550万3,437円になってます。もう、できることなら三月だけあけて、あとはもう閉めとい

たら、できんのやったらね、そういうことが、ほんまそんなことを思いましたよ。三月だけ来てえないうて。どない思われますか、町長さん。

町 長 ですから、そのことは一番心配しておりますて、21期にかなり、銀行への問題でありますとか、経営の努力でありますとか、製品の開発でありますとか、単価のつけ方とか、商品の組みかえといったことを、新しい営業職員だとか、みんなで工夫をしながら、どうするかということで、21期や20期、頑張っただけでまいりました。そういった意味で、同じ轍を21期に踏むということはできません。そういった意味で、去年、9月、10月と、実は余りにも赤字を出したんですね。そこで、非常に心配をしていたわけなんですけど、幸い9月はいい結果になりました。10月は、仕入れやいろいろあったもので、その差引きで余り伸びておらないということですが、2カ月間で170万円ほどの利益、それを2カ月で割りますと、85万円と、これを12カ月いたしますと、大体1,000万円ぐらいと、こういうふうになるんですが、それが持続可能な方向になるようにと思って今努力しているところです。幸い、一番去年赤字といいますか、売り上げが少なかった9月、10月で、かなりの売り上げに本年度は成功しましたので、そういった面でこれを落とさないように、できるだけ努力を進めていかなければいけないというふうに考えているところです。

9 番 そら12本、矢持ってて、3本しか当たらんんだら、そらなかなか難しいですね。せめて3本だけ外れるぐらいなことにはしていただきませんか。12本が全部当たれとは言いませんが。私はそういうふうに思います。

それと1点申し上げておきたいことがあります。といいますのは、確か、冒頭の町長のあいさつの中にあっただと思うんですが、もちむぎ食品センターにつきましては、発足後20年以上が経過し、多額の債務が発覚して10年以上が経過します。発覚時点で検討委員会を設置し、再建の方向で答申を受け、その方針に沿って経営を続けてまいりました。昨年12月議会でこの会社に1億円を超える資金援助をお願いしたのも、この答申に沿ったものでありますと、こういうことを言われております。私は、きょう午前中も言いましたが、この答申をもう1回見てみました。町からの1億1,000余万円の金の融資については、答申の中には一切ございません、表現は。これは再建計画ができて、先ほども質疑のときに申し上げましたように、経営者の責任、株主の責任、金融機関の責任ということで、これだけが金融機関にもご無理をお願いして、カットができれば、これで再建ができますということを認められて、あの計画がスタートしたわけですね。ところが、経営がうまくいかないから、運転資金がショートして、活動ができなくなってきたというところから、町へ要請をされたというもんですね。

再建ということについては、そら関連なんかわかりませんが、こと答申というようなことはおっしゃってましたんで、それはこの答申の中には、町の融資の1億一千幾らをやりなさいよとかいう、金額は書いてなくても、町が融資をしなさいよとか、そういうことは書いてなかったと思います。私もう1回見てみました。どうですか、町長。

町 長 それは読み方が私と全然ちょっと違うんですね。検討をしていただいたのは、再建計画でありますから、責任分担はそのうちの一部分はもちろん占めておりますけれども、再建ということが最大の目標であります。そのために、社長としてはどうしなければならないのか、最終的には町長としてどうしなければならないのかという観点で読んで、そういうことをお願いして進めたわけでありまして、再建の方向に向かっては全力を傾注しながら、先ほど申しましたように、昨年度9月、10月とは大きなマイナスでありましたけれども、本年は何とかクリアし

たと。それを持続可能な方向で努力をしてまいりたいということでもあります。ですから、再建の答申の一部分だけというのではなしに、再建という大きな目標で検討委員会をつくっていただいて、その答申を受けたわけでもありますから、その全体の中でどうするかという観点で私は考えたわけでございます。

議

長 しばらく休憩いたします。再開は14時20分といたします。

◇

休憩 午後2時01分

再開 午後2時20分

◇

議

長 会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

9

番 先ほどもいろいろお尋ねをしました製粉、精麦の販売についても、これに力を注ぐということなんですけれども、これは恐らくもちむぎ食品センターの営業が販売をされて、もちむぎ食品センターの直接の売りにしようとしておるんだらうというふうに思うわけですね。そういうふうなことになるますと、もちむぎ食品センターの設立当初の大きな三つの目的、そういうふうなものをよく勘案されてやっていただきませんか、例えば昨年の1億1,000幾らもどうなんだというふうな問題が発生してこようと思うんですね。ですから、いろんな制約もありますし、難しいのはよくわかるんですが、よくお考えをいただいてやっていただきたいなと思います。

これまでにも何回か申し上げたと思うんですが、これはもちむぎ食品センターのときでなしに、PDCAのマネジメントサイクル、行政でも最近はそのような手法で評価をやったり、大きなところはほとんどやっておるようですが、第三セクターというのは会社ですから、民の手法ということですから、やっぱりこれをきちっとやっていただいて、一定の利益を確保して、先ほど言われたように継続してずっと会社が存続していくということになりませんか、先ほどの答申書に基づいてというような町長のお話の内容ですと、またあるかもわかりませんでというふうにも、とつたらとれん答弁やなかったかと思うんですね。そういうことは、決議にも、避けてくださいよと書いてありますし、町長もよくご理解をされていますので、まあそういうことはないと思いますが、その辺を特に気をつけていただきたいということと、一つ、これは大事なことだと思うんですが、一度、民主党の今幹事長の小沢さんがおっしゃったと思うんですが、自分が変わらんといかんというふうなことを、たしかそういう意味のことを言われたと思うんです。人が変わったら会社が変わるということだらうと思いますので、町長、取締役社長になられて、もう相当期間が経過しておりますし、ぜひ一度変わられて、現場の意識をやっぱり変えていただかんといかんと思うんですね。それと、お客さんに本当に喜んでもらっておるのかどうかということが私は会社を経営していく上では大事だらうと思うんですね。それから、特に人材の育成ということで、自分で考えて、自分から進んで動く人を育てるというふうな、三つぐらいが非常に大事だらうと思います。きょうの朝からの、このもちむぎ食品センターの質疑を聞いておりましたも、町の職員である取締役の具合が悪いのか、もちむぎ食品センターの職員が能天気なのか、原因はどこにあるのかよくわかりませんが、ああいうふうな数字の間違いであるとか、そういうことが何年たっても同じように発生してきて、そんなことをこの報告の質疑でああだ、こうだいうて答弁が出て

こない。もう本当に、どう言うのか、悲しくなるんですね。もう一度よく考えて、経営に取り組んでもらいたい。

きょう約束されたことは、できるだけ早く、もう総括質疑の朝、来たらここに書類が置いてあるんじゃないしに、答弁ができてないことは、できるだけ早く、この3日間、それぞれの委員会で我々は出てくるわけですから、少なくともその時点で手元へ渡していただけるように要請をして質疑を終わりたいと思います。

産業課長 肝に銘じて、3日間の間に提出させていただきます。

議長 ほかにごいませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第65号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第66号、教育委員会委員の任命について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第67号、教育委員会委員の任命について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第68号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第69号、平成21年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、ご質疑がございましたら

8番 説明を受けたわけですが、ちょっとわからないところがありますので、何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、事項別22ページ、議会費から歳出になるわけですが、後にも出てきますが、いわゆる共済組合の負担金の変更が、国の方からの指示で、今回変わって、それぞれ拠出金における予算額が増えているということの説明でしたが、今まで幾らだったのが幾らになって、それは町、市、県でも数字が異なるのかどうか、そのあたり、まず説明をお願いします。

総務課長 一般職で申し上げますと、給料で料率が1000分の177.738から、190.513と1000分の12.775の増、それから期末手当で申し上げますと、料率が1000分の142.19から152.41、1000分の10.22増加しております。

それからもう1点、共済組合負担金の追加費用といたしまして1000分の10増になっておりまして、ざっと申し上げますと、1000分の20の増になったものでございます。

県の資料は持ち合わせておりません。

8番 共済組合負担率で1000分の10、全体で1000分の20が町としての負担の増ということですね。

それと、52ページに防災情報通信設備整備工事ということで、全国瞬時警報システム、これは、この資料もどこにも見当たらないようなんですが、これの内容と、町としてどういうふうにこれを受けて、どういうふうに扱われる予定なのかについて説明をお願いします。

住民生活課長 ジェイアラートの整備でございますが、緊急事態が発生した場合、武力攻撃も地震も、そういった緊急情報に対して市町村に通信衛星から情報が入りまして、自動的にサイレンを鳴らすというようなシステムになります。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第70号、平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 3 番 少し確認をしておきたいと思えます。

今回は、人事院の勧告によりまして給与改正が出ております。この5ページを見てみると、今回の職員数4人に対しまして、給与が1,494万3,000円と、手当が977万円で、合計で2,471万3,000円という数字が計上されております。これを、月別に1人当たり単純に計算しますと、約51万4,800円になろうかと思うわけですね。この金額につきまして、民間のこの年代的にいきますと、これが39.01歳という平均年齢になっていますけども、この差というのはどの程度になっているのかお調べになっているんですか。

総務課長 すみません、ちょっと質問の方を聞き漏らしましたので、もう一度、すみません、お願いいたします。

1 3 番 民間との格差をお尋ねしているわけなんです。今回は人事院の勧告で、このように改正になりましたけれども、私が言いたいのは、やはり職員の給与が年々下がっているような感じがするわけなんです。やはり、町長が常に申されるように、人材の確保というふうになりますと、ある程度の給与のベースアップがないと、なかなか人材が集まりにくいということになりまして、先ほどのもちむぎでの話じゃありませんけども、やはり頭の部分である職員の保障問題にもかかわってくると思うわけなんです。そういう中におきまして、今回は減額になったということなんです。この減額になった給与が民間の39.01歳の方と比べてどの程度の格差があるのかというのをお尋ねしてるんです。

総務課長 この人事院勧告によりまして、民間給与との格差をなくすための人事院勧告でございます。したがって、福崎町も人事院勧告に基づいて改定を行っておりますので、おおむね民間の企業と一致した給与月額になっているはずだと思っております。

1 3 番 そう言われますと、職員手当を見ますと、要するに職員手当の中には、いろんな手当が入っているわけなんです。下の欄で見ますと、扶養手当、住居手当、時間外という形で載っていますので、その辺の手当につきましても、6ページの欄を見てみると、すなわち6月には1.4カ月が1.25カ月になってるんだという数字が載っているわけなんです。この手当につきましても期末手当が支給されているんですか。

総務課長 この6ページに載っておりますように、期末手当のことだと思うんですが、6月では期末手当が1.4から1.25、12月では1.6カ月から1.5カ月に、0.1カ月減になって支給する予定でございます。勤勉手当につきましても、6月は0.05カ月減、12月期につきましても0.05カ月減で支給する予定でございます。

1 3 番 そうなりますと、共済費を含めまして、合計金額が、ここに書いてありますように2,917万6,000円になっているわけなんですね。そうなりますと、これを1カ月に単純計算しますと、約60万7,800円という数字になるかと思うんですね。これは今回案件でもって何件か上がってるわけなんですけど、これを主にちょっとお話しをするわけなんですけど、この辺の給与体制そのものが、やはり職員の保障を守る給料という形で、こちらは理解をしているわけなんですけど、その辺についても、やはり安定した生活、またあるいはいろんな形の民間と比べての差というのはどういう感じになりますか。

総務課長 この共済費は、また町が共済組合の方に支払う金額でございますので、実際に職員が手にするものとしたしましては、この給与費の方だと思います。したがって、2,471万3,000円ということでございますが、この表でいいますと、この国民健康保険特別会計の中では、給与改定に伴う分と、人事異動の分も入っております、職員がかわっております。したがって、次の7ページを見ていただきますと、補正前、補正後という格好で、補正前は31万1,825円の給与というのが補正後では31万125円ということで、人事異動もあるんですけども、39.07歳でこういった給与になるということでございます。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第71号、平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第72号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第73号、平成21年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第74号、平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第75号、平成21年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第76号、平成21年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第77号、福崎町道路線の認定について、ご質疑がございましたら
どうぞ。

ありませんか。

9 番 この議案第77号の福崎町の道路線の認定について、表紙の次の別紙を見せて
いただきますと、認定する路線、道路の種類、2級、路線名2315号線、これ
は福崎町西田原字大塚1420番の1地先から同じく西田原辻ノ前1621番の
6地先までと起点と終点を書いてありまして、備考のところには延長と幅員が載っ
ております。延長はこの2315号線については221.4、幅員は5.7から1
2.0という記述があります。この5.7、一番狭いところだと思うんですが、5.
7と議案書にお書きになっておるわけですが、これは誤りはございませんか。

まちづくり課長 5.7については、現地の幅の分で、誤りはございません。

9 番 それじゃあ、お尋ねをするんですが、これが一番狭いところですか、5.7メ
ートルもあるかわかりませんが、どうですか。

まちづくり課長 2315号線の中で一番狭い部分でございます。

9 番 それじゃあ、ちゃんと現地で実際に測量をされてここへお書きになったもんで
すか。

まちづくり課長 はい、測量して表示しております。

9 番 私はこの書類を見せていただきまして、業者が申請のときに提出してきた書類
から、関係の書類を出してきて、図面の上ではかって、倍率かけて出されたもの
かなというふうに思ったんですね。課長さんが、今、皆さんお聞きになりました
ように、現地ではかりましたということです。この2315号線の一番狭いところ
だと、こういうことですね。

じゃあ、一遍また実際に、委員会で行くのか、議会で行くのか知りませんが、
現地ではかったらいいと思うんですね。私は、ちょっと見てみましましたけれども、
どうもこの数字と違うんですね。一番狭いところが。だから、何回も確認してい
るんですよ。一番狭いところですか、2番目ですか、3番目ですか、言いませんけ
どね。一番狭いところですか、一番狭いところですかいうて聞きよんです。

それじゃあ、それを申し上げるとして、次に交通安全上の問題、宅地の開発等々
ですと、恐らく業者から申請が出てまいりまして、私が知っている限りでは、関
係各課が開発の申請の内容について、いろいろ意見を出して、関係各課で協議が
なされて、それで進んでいくものだというふうに思ってるんですね。それで、今
言いましたように、交通安全上の問題です。これ、住民生活課は、申請のときに
どのような意見を言われておるのか、今の課長の記憶がないようでしたら、
前任者もおられますので、ご答弁をいただきたいと思います。

住民生活課長 この申請につきましては、各課協議ということで、私も見ております。開発地
内の角地とか、そういったところにはカーブミラーの設置ということで、協議事
項に書かせていただいております。

9 番 カーブミラーも必要になるかわかりませんね。要らん言う人もおるでしょうし、
いろいろおられると思いますが。しかし、この県道三木宍粟線からの入り口です
ね、開発区域外になってるところです、この説明資料の。説明資料の、まちづく
り課の5ページ、この下の方の平面図を見ていただいたらよくわかると思うん
ですが、三木宍粟線がありまして、ナカドラッグストアが西側にありますね。この
入り口の道路敷に電柱が立ってるんです。それも、実際に大きな線を支えておる
のと、支柱が。私が一番最初にお聞きをしました幅員のことを聞いたのは、狭い

からなというふうなことを思いましたのでお聞きをしたんです。その上に、側溝の意味だろうと思うんですが、東側の方はずっとサムシングのところは、道路蓋をして、道路ということだろうと思います。ただし、入り口のところに電柱が2本、もう少し北へ行ったところ、これでいきますと、何も書いてないですね、もう1本ありますね、電柱が。こういうものは承知をされておるのかどうかということです。どうでしょうか。

まちづくり課長 電柱につきましては、道路上に、今現在は里道なんですけど、そこに建柱をされております。したがって、道路、通行の支障ということであり、今現在は里道でありますので、地元区であります田尻区長さんから関西電力の方に支障電柱の移転ということで、書面で移転請求を出されているところがございます。これにつきましては、移転の時期等については、まだ明確に関西電力の方から連絡が来てないんですが、近々、電柱も移転するだろうというふうに思っております。

9 番 私は、三木宍粟線の県道の拡幅整備にかなりかかわって、整備をしていただきましたが、この関西電力にしましても、NTTにしましても、電柱はこういうふうな際には、必ず民地へというお話でした。もう県が道路敷の中には一切できませんと、無理ですと。必ず民地で立てるように進めてくださいということで、進めてきた経緯があるんですね。今おっしゃってるように、区長さんが要望か、申請か知りませんが、出しておられるんか知りませんが、これじゃあ、この路線を町道2級に認定した場合にね、議決して、した日から効力を発揮して2級になるんですね、違うんですか、いつからですか。その間に事故が例えば起こったとしますね、今の話ですと、いつ移転されるんかということもわかりませんし。そういうときに、町の責めですね、町道管理者として2級に認定してる、片方は出ていくところは三木宍粟線で、福崎町でも一番渋滞するところですね、通行量の多いところですね。そういうときに、事故が起こったら、町の責めは「今、関西電力へ申請しているから」で免れられるんでしょうか、どうでしょうか。

まちづくり課長 議決になりますと、当然町道ということになるんですが、それまでの間は里道ということで、移転請求も里道管理者である地元の区長さんから出していただいております。

では、そこで事故ということの町の責任ということでございますが、事故はいろんなケースがあると思います。予測できるもの、予測できないものということでありますが、今のところ、これからこの道路、住宅が建って、利用頻度も上がってくると思うんですが、今のところ、通行量も少ないと、工事車両というところではあると思うんですが、そういったことで、先の心配も含めて、できるだけ早く移転することが望ましいということで、地元区長さんともお話をさせていただいて、区長さんから移転請求を出していただいたという経緯でございます。

9 番 新しく町道2級に認定をしてくださいよという議案でございますが、里道を格上げということですので、私は当然、この電柱の問題、これはきちんと片づいてから認定すべきもんだらうと思うんです。そうでないと、今言いましたように、万一の場合に、町が責めを負うというようなはめに陥りますのでね。あつたら困りますけどもね。意外と、新しいところで、みんな通行する人は慣れていませんので、私もここ通ったら、恐らく、ぱっと出ようかなということになると思うんです。向こうから入ってくるのと、想定せんような事故が起こりますんで、そういう意味からしたら、大体、やはり電柱は民地の方へ移設をしていただいて、それからの認定ということにしたら、私はいかがなものかと思うんですね。

それともう1点、お聞きをしかんといけませんのは、ここが2315号線の開発区域外ですね。この開発の区域内には6メートルということであろうと思う

んですが、これについて、この区域外の幅員について、何かここ5年ぐらいの間に、福崎町で規則か要綱か、慣行か、何か知りませんが、変えられたんですか。というのは、同様のものが以前にあるわけですね。そのときには、6メートル以上の幅員の道路をつくってもらわんと町は認めませんと、県へ申請を送りませんということ言うて、6メートルの道路をつくって、町へ、もちろん寄附をしておると、こういう事実があるわけですね。これ見てましたら、5.7ですね、課長さんは一番狭いところが5.7と言われるんですが、図面がどうなっておるのか、私はちょっと見てみましたが、いわゆる道路と言われるところは5.7はありませんでした。ですから、まず町の内部の規則か、要綱か何か知りませんが、ここ何年かで変わったんかどうか、その点、ひとつ回答願いたいと思います。

それから、委員会で実測をするのか、議会として実測をするのか、課長さんの実測された、巻尺か何か知りませんが、一遍持って行って、現場で複数で立ち会わせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

まちづくり課長 まず、道路の認定の基準は、特に変わっておりません。この開発につきましては、開発区域内、そして外については、図面で明記をしているんですが、この開発につきましては、やはり道路は公道に接するというので、この開発は法的には町道698号線、今の隣接の開発地、分譲地があるんですが、そのこの開発内道路に接しております。法的には、ここが接道ということになります。

しかしながら、地元等からも強い要望があったんですが、大半は、やはり三木宍粟線へ直接里道を通っていくだろうというようなこと、また避難路的にも十分有効な部分でありますので、開発業者にお願いをして、協議の結果、整備をしようということあります。したがって、開発区域外につきましては、路肩の整備、舗装の新設等、またそこには水道とか下水、ライフラインも通してこのたび整備したんですが、そういったことで十分住宅に入られる方も、ここを特に利用されるということで、道路認定を今回お願いをするものでございます。

それと、幅員につきましては、道路は、やはり側溝も含めての道路幅でありますので、サムシング側につきましては、道路、蓋がけをしております。反対側についてはオープンの水路であります。そこについては道路側溝という意味合いが非常に強うございますので、その側溝も入れて5.7ということになっております。私も現地で確認もしておりますので、間違いございません。

9 番 そういうことでしたら、また委員会もありますし、私も所属しておりますので、お尋ねをするなりいたします。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第78号、工事請負契約について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、請願第3号、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることの意見書を政府に送付することについて、ご質疑がございましたらどうぞ。

8 番 こういう中小企業の経営が大変だということでの、この請願はわかるんですが、紹介議員が石野議員ということで出てきております。これは確定申告での税法上の経費の枠をふやしてくれということであろうと思いますが、確定申告の方法をご理解の上でこれを出されたと思うんですが、どうして、青でされない、特定な色であると思うんですが、それはどういう理由でこの請願の方で出されているの

かをお尋ねしたいと思います。

石野光市議員 青色申告で、配偶者の場合86万円、その他の家族の場合は50万円と認識をいたしております。青色です、白色ですということ、差別があってもいけないということで56条の改正を求める内容と理解をいたしております。

8 番 もちろん、青色の税制の申告の特典というのはご理解の上でされとるわけですね。専従者給与ということで申請すれば、その売上げに合う給料というのは払えるわけでありまして、当然、白色でもsonだけ経費を認めてもらおうと思うと、きちっと帳面も記帳も条件、特に300万円以下は特に必要ないとか、いろいろありますが、だけどやはり一応帳面がないとだめです。農業申告でも、今一応、伝票なり帳面も全部持ってきて相談してくれとなっておりますね。正しい記帳、正しい申告。だから、そこまで帳面つけられるんだったら、青ですれば、何ら問題ないわけでありまして、私も現実には青色申告で、町によっては、青色申告の町とか言って、できるだけ正しく申告しようと、難しくないわけですからね、青色ですれば当然、青色の中でも簡単な、現金出納と、売掛とか棚卸とかすれば、もう、例えばパソコンのソフトでは、瞬時に損益、貸借が計算できるソフトもあるわけでありまして、国がそういうふうには青色申告の特典をつけて、正しい申告をしましょうと、それをすれば、何らこういう家族従業員でも、幾らでも仕事があれば、青色専従にして払えるわけでありまして、その意味が、無理やり白色に置いて、しかもというところがわからないので質問しとるわけですが、商工会でも青色にしようということで指導していますし、多分それはそういう帳面をきちっとつけてというのは、民主商工会でも同じやと思うんですが、それがちょっと理解できないものですから質問しとるんですけど、もう一度その辺を説明いただけますか。

石野光市議員 所得税法56条について、その趣旨が基本的に戦前の世帯への課税でありますとか、そういう内容を色濃く残しておいて、諸外国ではそういう規定がないという中で、日本の所得税法において、56条が家業という形での人件費について対価の支払いを必要経費に算入しないという条文がある、そのことによって不利益が生じているということでありまして、これを改正していただきたいという内容でありますので、ご理解をいただきたいと思うものであります。

青色、白色の問題につきましても、納税者の選択の自由が法的に保障されている問題でありますから、その議論はこの請願書の問題と、やはり切り離して、納税者の権利として、やはり保障されなければならない性質の問題であると考えているものであります。

8 番 確認ですが、これはあくまで、どんなに働いてもとかじゃなしに、所得税法56条が現代に合わないということで、所得税法の56条を直してはどうかというだけの請願ですね。

石野光市議員 あくまで青色、白色、どちらも法的に選べるというのが法の定めでありまして、この請願はそのこととは別に、56条の条文について、56条の文言の中にある、家族に対する対価の支払いを必要経費に算入しないという定めについて、これを改正していただきたいという趣旨でございます。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、請願第4号、平成21年度福崎幼稚園 修了証書の件について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 2 番 今回の請願は矛盾したお願いではないかと思っております。議員は住民からお願いされたら、議会に紹介するのも仕事の一つだと思います。議会における窓口は議会

運営委員会です。この請願、平成21年度福崎幼稚園 修了証書の件に議会運営委員会の委員長も紹介議員になられております。そこで、委員長にお聞きいたします。請願が提出された折、内容に間違いはないか、法や規則に照らし合わせて整合性があるかどうか、議運で検討されたのですか。

小林 博議員 請願の窓口は議長でございます。住民ないし、多くの方々が内外を問わず、あるいは年齢を問わず、いろんな方が請願をする権利がございますが、その窓口は議長でございます。

この請願につきましても、11月26日に議長あてに提出をされておまして、それで受け付けをされておるものでございまして、27日の議会運営委員会での取り扱いについて協議をしたということでございます。

請願の内容に至るまで、あるいは請願だけではなく、議案の内容に至るまで審議をするというのは議会運営委員会の仕事ではございません。

1 2 番 請願の申し合わせのところで、締め切り日については議会運営委員会前日までに提出されたものを当該定例議会での審査の対象とするとか、締め切り日以降に提出されたものについては、議会運営委員会において協議すると、こういう申し合わせになっております。ですから、私は議運だと思っていました。

まず、この請願の趣旨説明の中で、教育委員会から説明を受けていないと言われていることにつきましては、説明不足のところもあり、非難されても仕方がないと思いますが、事務手続は適正に行われていました。幼稚園の修了課程というもの、町独自のものであるということも合っています。しかし、次の、正式には存在しませんという部分に問題があります。国の法律で、幼稚園は規定されていないと解釈すべきなのか、町独自の条例や規則が正式ではないと言っているのか、また何かほかに考え方があるのか、議運の委員長としてのお考えをお聞かせください。

小林 博議員 議会運営委員会の委員長としての答えを求められておりますので、先ほどお答えしたとおりでございます。請願は、その様式は整えられておると。議長がこれを受け付けられたことにつきましては、これは間違っていないと。したがって、本議会の議題とすべきであるということを確認したということでございます。

1 2 番 幼稚園の修了証書自体が法律では規定されておらず、福崎町幼稚園規則で今まで授与してきたものであります。この請願は、町の規則で出す証書を、前段では幼稚園を否定し、後で幼稚園の規則に従えと言っています。少し調べれば、この請願の不備がわかるのに、議会運営委員会でなぜ審議しなかったか、これは疑問です。この矛盾した請願を審議することは、議会の混乱を招くことになりかねません。よって、これを付託してもらわないようお願いをしておきます。

小林 博議員 議会運営委員長としての立場からの答弁を求められておりますので、そのように先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。請願というのは、先ほど言いましたように、福崎町内外の団体、年齢、国籍を問わず、その形式を整えておれば受け付けなければならないものでございます。したがって、その中身がどのような内容であるかは、審議をする段階で検討していただくべき問題であります。

福崎町会議規則、これは全国どこでもそうですし、請願に関する法令でもそうですけれども、請願は、まず常任委員会で審議をするということに規定をされており、議長が特別の場合と認めた場合のみ、委員会付託を省略して本会議で審議をするということが認められております。第一義的には、常任委員会で請願は審議をするというのが法令の定めであります。

それから、その中身の件についてであります。請願をする方々は、先ほどの請願ではありませんけれども、現行の法律や条例の範囲内だけで要望をするもの

ではありません。法令や条例を超えて、あるいはそれを改正してほしいということも含めてお願いをするということでございますから、その意味で、私は請願人として署名をしたことに矛盾ないというふうに考えております。

議
8

長 ほかにございませんか。

番 請願そのものの、今は質疑なり答弁があったわけなんですけど、今、内容についての質疑ですので、確認をしておきたいと思います。

この趣旨だけで、幼稚園の課程、これをしなければならないという、その趣旨の理由がもうひとつよくわからない。昨年の20年12月に福崎町幼稚園設置条例ということで、これは全員賛成で、福崎町として幼稚園の設置条例が通りまして、その幼稚園の中に幼稚園と保育所を包括する、ですから幼稚園が、一応現時点では福崎の場合は、一番上としての条例での管理するものです。そこにいろいろ、長時間、短時間、規定があるわけですから、その中で、その規定で修了証書となれば、幼稚園の課程を修了したということでは十分ではないかと思うんですが、変えていただきたいという理由を、もう少し詳しく説明していただきたいと思うところであります。

富田昭市議員 この請願につきましては、議運の始まる前日に依頼者の方から依頼がございまして、私はその日の18時ごろ幼稚園に行きまして、その保護者並びにそこで働く幼稚園長、そして保育士、あるいは教育委員会関係者等と話をしてみました。とりあえず、その分につきましては、以前よりそのような疑問がありまして、教育委員会にもたびたび出向いてお話しをしたそうでございます。

その保護者によりますと、要望書あるいはアンケート等も取り入れ、そしていろいろな形で教育委員会にもその旨の話をしたと伺いました。私は、議運の前日に初めて、それでは一度お話を伺いしましょうかということで、夜遅い時間帯に保護者が待っているということなので、出向いてお話しをさせていただきました。

そして、いろいろなお話しをした中で、なぜそのような資格が必要なのかと依頼者に聞きました。そうすると、私が提案説明で申し上げましたように、幼稚園におきまして、同じ幼稚園の教育を受けながら、しかもその修了証書が福崎幼稚園の修了書だということを、この間際になって聞いたということ言うのです。本人の思いは、なぜ入園当時にそのようなことを言わなかったのか、教えてくれなかったのかということ盛んに申されておりました。

私は、本来そのような問題に対して無頓着でございましたけれども、余りにも、保護者、PTA役員が話をし、どうしてもこのような場で議論してもらいたいという強い強い思いがありまして、そして、自分の子どもたちは、幼稚園教育を受けたので、福崎幼稚園、福崎幼稚園の部という形の修了証書をぜひとも出していきたいと、このような願いがありました。私はそれを聞いたときに、自分自身では、どうすることもできません。しかし、これを調べてみますと、要するに、早い時期に幼稚園が開園される以前に、教育委員会で話があり、そして計画としても上がっておりました。その計画書を見てみると、これが結構早い時期に議論をされているわけなんです。平成21年3月9日に、福崎町の教育委員会規則第3号として出ておりまして、そして、その年の4月1日から施行する旨が書かれておりました。そうなりますと、やはり今度は感情的な問題になりまして、保護者たちは、早くそのことを伝えてほしかったということ盛んに申し上げておきまして、ぜひとも大勢の議員さんにそのことを伝えて、採択してもらいたいというご要望があり、あえてこれをご本人が考えた末にこのような請願書、そして私どもが紹介議員となり、このように提出をした経緯でございます。

議

長 ほかにございませんか。

8 番 確認ですが、その方は、とりあえず、来年の春、21年度の卒業の分だけで、つまり自分たちの子どもの分だけで結構ですという意味でされているわけですね。ずっとこれからも、そういう幼稚園と保育所に分けて修了証書を出してくれということではないわけですね。

富田昭市議員 13名の子どもの保護者がそのような要望を出しているんで、そのPTA役員が代表として、このようなものを出したということで、とりあえず今年度という形になろうかという感じがします。来年度になればわかりませんが、そこで、私も近隣の市町との関係の箇所を調べてみますと、大概のところでは、その幼稚園名を書いた修了証書を発行しておりました。なかなかそういうふうなことがあります。しかし、これからもいろんな形で、その地域の保護者の方からそういう要望も出してくるのではないかなという感じがいたしまして、先ほど議運委員長が申しあげましたように、そのように住民の思いをかなえるのが、我々の議員に託された責務ではないかなという感じがするわけです。いろんな形の考えを持った方々が今たくさんおられます。100人おれば、100人とも全部意見が違います。でも、そのすべを取り上げることはできませんけども、そういう中におきまして、十分住民のご要望とか、ご意見を聞いて、それを行政に反映させていくというのが我々の責務でありますので、とりあえずこういう形で出したわけでございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、請願第5号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、請願第6号、障害者自立支援法の廃止を求める国への意見書採択を求める請願書について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、今定例会に付議されましたすべての案件に対する1件ごとのご質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、あらかじめご了承を願っております。議案第65号、議案第66号、議案第67号並びに議案第78号の各案件についてでございますが、委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号及び議案第66号、議案第67号並びに議案第78号については、本会議において即決することに決定をいたしました。

それでは、討論、採決を行います。

議案第65号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論がご

ございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第65号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第65号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
次に、議案第66号、教育委員会委員の任命について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第66号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第66号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
次に、議案第67号、教育委員会委員の任命について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第67号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第67号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
議案第78号、工事請負契約について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第78号、工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第78号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第5 委員会付託

議 長 次の日程は、委員会付託であります。
それでは、議案第68号から議案第77号までの議案10件、請願第3号から請願第6号までの請願4件をそれぞれの委員会に付託いたします。
議案第68号は民生常任委員会に、議案第69号は総務文教常任委員会に、議案第70号、議案第71号、議案第72号は民生常任委員会に、議案第73号、

議案第74号は産業建設常任委員会に、議案第75号、議案第76号は民生常任委員会に、議案第77号、請願第3号は産業建設常任委員会に、請願第4号、請願第5号は総務文教常任委員会に、請願第6号は民生常任委員会に、以上のとおり付託をいたします。

よって、総務文教常任委員会は3件、民生常任委員会は7件、産業建設常任委員会は4件、以上14件をそれぞれの委員会に付託をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本定例会2日目の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会することにいたします。お疲れさまでございました。

散会 午後3時25分